

警察予備隊の発足

——戦後日本のシヴィル・ミリタリー関係の原点——

小出輝章

はじめに

自衛隊が政策の焦点となるたびに、シヴィリアン・コントロールについて論じられるが、その論議の中心は軍国主義の復活への恐怖や、『軍部』による政治統制からの逸脱といった問題に終始一貫している。無論、武力が権力の一形態である以上、国内最大の武力集団である軍部を政治の統制下におくことがシヴィリアン・コントロールの中心的命題であることは言を待たない。⁽¹⁾けれども軍部を政治目的に従属させて如何に運用していくのかというもうひとつのシヴィリアン・コントロールの本質的な問題には、いつこうに触れられていないのもまた、事実である。こうした問題の原点を今一度検討する必要があるのでなかろうか。これが本稿の目的である。

民主国家にとつて、軍部を如何に統制するのかという問題すなわちシヴィリアン・コントロールは、その制度の根

幹に関わる問題である。けれども、この問題に対する完全無欠な解答は存在していない。伝統的にシヴィリヤン・コントロールを機能させる方策として採られてきたのは、シヴィリヤンの権力を極大化することによつて軍部の権力を極小化させるものであつた。⁽²⁾しかしながら、この方法は軍人という職業が高度に専門化されていなかつた時代においてのみ可能であった。兵力、軍事技術、戦術等がごく初期の段階ではそれほど専門知識を必要としなかつたことによつて、シヴィリヤンが軍部の代行機能をある程度果たせたわけである。軍人の専門職業としての役割が大きくなるにつれて、この種のシヴィリヤン・コントロールは不適当になつた。そこで、新たなシヴィリヤン・コントロールの概念として登場したのが、軍部に一定の権力を付与するという方策であつた。一見、奇妙に見えるこの方策は、シヴィリヤンが最終的な決定権を有しながらも、軍事的な専門性を尊重し、軍事目的を政治目的に従属させることによつて、その眼目を達成させようとするものであつた。⁽³⁾しかし、この方法も、政治的な多元的価値と軍事的な一元的価値が対立する点で、矛盾を内包している。すなわち、民主主義の本質が多様な価値観を内包する多元主義であるとするなら、軍事の本質は、組織が一丸となつて一つの目標に邁進する一元主義なのである。その意味で、軍事の本質は民主主義と相容れない、と言えよう。

冷戦初期、アメリカのシヴィリヤン達はソ連の脅威に対して如何に対処するのかという問題と、第二次世界大戦中に肥大化した軍部の権力を極小化する命題の矛盾に悩まされる。それは、アメリカの安全保障政策をめぐつて、シヴィリヤンと軍部の間に緊張状態を生起させた。安全保障政策は、ごく単純に言うなら、「何を」、「何から」、「何によつて」守るのかという三つの要素から構成されている。⁽⁴⁾この概念を、冷戦初期のアメリカの安全保障政策に適用す

れば、「アメリカと自由主義諸国を」、「ソ連の脅威から」、「アメリカと自由主義世界の国力によって」守る、ということになろう。シヴィリアンと軍部の間で対立の焦点となつたのは、この三要素のうち「アメリカと自由主義諸国の国力によつて」であった。「国力」を構成する軍事力を優先評価する基準は、ソ連の軍事力の脅威をどの程度と評価するかという命題と直結する。言い換れば、それはソ連との戦争の可能性をどの程度と予測するのかという問題と表裏一体の関係にあつた。そして、戦争の可能性を予期することはできない以上、軍事的価値の政策優先順位をめぐつて軍部とシヴィリアンは対立するのである。

一方、戦後日本の安全保障政策の特質は、主権の回復（講和）という政治的問題と軍部の解体による軍事的機能の喪失という“絶対的シヴィリアン・コントロール”によつて表象されよう。このようなシヴィリアン・コントロールは、軍事的機能のシヴィリアンによる代行化という点で、伝統的なシヴィリアン・コントロールの変則的な極大化であつたとみなすことができる。とはいへ、こうしたシヴィリアン・コントールは連合国によつて日本に課せられたものであり、日本のイニシアティヴによる成果ではなかつたことはいうまでもない。こうした日本の受動的な立場は、自らの安全保障について他人任せとなつたことは否めないし、また、戦前に遡つてみても、日本には伝統的にシヴィリアン・コントロールの概念が存在していなかつた。つまりこれらの状況は、シヴィリアン達の戦前・戦中の軍部の専横に対する強い反感と相まって、再軍備を含む安全保障政策を積極的に推進するための土壤が全く喪失していたことを意味するのである。

本稿は当初日米両政府が望まなかつた日本再軍備がなぜ実行されることになつたのかという、いわば日本の安全保障

障政策の原点を、講和条約調印に至るまでの（一九四八年から一九五一年）、日米のシヴィル・ミリタリー関係の問題点を浮き彫りにしようとする試みである。本稿では分析の視点を軍事的観点に比重をおきながら、シヴィル・ミリタリー関係を政治的価値と軍事的価値の対立過程と捉えて考察をすすめていきたい。⁽⁵⁾ 本稿で述べる政治的価値とは、軍事的価値を除いたあらゆる価値を含むものである。軍事的価値とは、軍備標準国もしくは仮想敵国を対象とする戦争計画に立脚した、戦争遂行上必要な処置事項と軍部の官僚的側面である既得権益の二つを指す。

第一章ではアメリカの日本再軍備政策過程を、第二章では日本の再軍備過程をそれぞれ考察し、第三章でそれらを分析・検討していきたい。

第一章 アメリカの対日再軍備政策過程——軍部を中心に——

第一節 戦争計画

第二次世界大戦後、アメリカの軍部が安全保障の脅威とみなしたのは言うまでもなくソ連であった。ヨーロッパからアジアに跨る、ソ連を対象とする戦争計画上考察すべき地域は世界規模に拡大し、グローバルな視点から対ソ戦略を立案する思考が軍部内部で定型化した。一九四五年から一九五〇年までにアメリカ軍部はいくつかの戦争計画を立案したが、それらは予算的裏付けのない単なる計画にしかすぎなかつた。⁽⁶⁾ その背景には、平時と有事の政治制度が明

確に区分されるアメリカでは、平時から有事に備えて膨大な資源を軍事部門に投入することは困難であり、戦争が終結した時、アメリカ世論は内政に目を向けたことがあった。財政を「趣味」としたトルーマン (Harry S. Truman) 大統領は軍事予算の削減を断行し、軍事予算にシーリングを設定した⁽⁷⁾。軍事予算のシーリング撤廃のためには、議会を含む政治指導部と軍首脳部が戦時認識を共有しなければならなかつたが、実に一九五〇年六月の朝鮮戦争勃発まで、戦争が起きる可能性は低いという判断が大勢を占めていた。軍内部での予算配分も、「空軍四七%、海軍二九%、陸軍二四%」と「固定」されていたことは、軍部の予算が既得権化していたことの何よりの証であり、軍部もまた平時認識であつたとみなすことができよう。⁽⁸⁾ したがつて、戦後およそ五年間に作成された戦争計画は、戦争に必要な資源の見積もりと呼ぶほうが相応しく、「紙上の戦争と現実の戦争の間には大きな開きがあつた」ことになる。⁽⁹⁾

さて戦争計画上、検討すべき項目は無数にあるが、ここでは便宜上基本的な検討項目を四つに分類したい。まず、地理上の見積もりである。ユーラシア大陸の中央部に位置するソ連はヨーロッパ及び中東と陸続きである。また極東方面では、ソ連は中国及び朝鮮半島とも地続きであるが、日本とは海によつて隔てられている。第二はソ連軍の可能行動の見積もりである。ソ連もアメリカと同様に戦後、動員体制を解除するが、その一方で大規模な軍事力を維持している。ソ連軍の編成上の特色は戦車、機械化歩兵、砲兵を主戦力とする地上軍が主体であり、量的にも莫大である⁽¹⁰⁾。一九四七年一月のある情報報告書では「戦争に際して、ソ連は一五、〇〇〇の空軍機によつて支援された二四五個師団を動員することが可能」と分析していた⁽¹¹⁾。空軍は「地上軍支援」と「本土防衛」を主任務としていたので、アメリカに直接脅威となる、大規模な戦略爆撃を敢行する能力はなかつた。海軍にいたつては潜水艦能力を向上させつ

つあるが、全体としては「小規模」であった。つまり、ソ連軍がその能力を發揮できる地域は、陸続きのヨーロッパ及び中東に限定され、アメリカ本土が戦場になる公算はほとんどなかつた。しかも第二次世界大戦の慘禍から、「ソ連が復興するにはおよそ一五年」の歳月が必要であると見積もられていた。⁽¹²⁾ 第三は、アメリカ軍の作戦能力上の見積もりである。アメリカ軍は急速な動員解除により激減傾向にあつた。一九四五年の時点で、「陸軍八、二六七、〇〇〇人、海軍三、三八〇、〇〇〇人、海兵隊一五五、〇〇〇人」の兵力が、一九四八年までに「陸軍五五四、〇〇〇人、海軍三八、七〇〇〇人、（一九四七年に独立した）空軍は四一、九〇〇〇人、海兵隊八四、〇〇〇人」にまで落ち込んだ。

とりわけ戦力と人員が直接関連する陸軍は深刻な兵力不足に悩まされる。一九四八年までに「合衆国に三個師団、日本に四個師団、朝鮮に二個師団、ドイツに一個師団及び警察軍三個連隊、オーストリアおよびトリエステにそれぞれ一個連隊」が配備されているに過ぎなかつた。しかも、海外に駐留している部隊の主任務は「占領行政」であり、全アメリカ軍の戦術部隊の中で、戦時充足率を維持しているのは「わずか一個師団」にすぎなかつた。⁽¹³⁾ 第四是、新兵器原爆に関する見積もりである。アメリカ軍が優位を保てるのは原爆による。したがつて、原爆の保有及び破壊能力が米ソの戦略バランスに重要となる。こうした見積もりによつて、ソ連の動員解除はアメリカのそれと比べて緩やかであること、またソ連はアメリカに比べて戦時体制への移行が容易であることから、アメリカの通常兵器の劣勢が浮き彫りにされた。したがつて、原爆の保有がソ連への抑止力と考えられ、その運搬手段と前進基地（戦略的拠点）が何よりも必要であつた。⁽¹⁴⁾ また、日本に対するソ連の侵略は「一時的に北海道を占領できる以外は、クレムリンに指示された日本人グループによる国内破壊活動」が中心となろうと見積もつていた。こうして、アメリカ軍部はソ連の軍事

的脅威が深刻なのはヨーロッパであるゆえ、戦争計画における考察地域の焦点をヨーロッパと定め、日本を含むアジアを軍事上二義的な地域であるとみなしたのである。

とはいものの、このよだな戦略的観点から対日政策を検討してみても、従来の連合軍総司令部（GHQ）の占領方針はヨーロッパに次ぐ「戦略的拠点」である日本の安定を損ねており、戦略上きわめて不都合であった。国務省もまた、マッカーサーの諸改革が日本の政治的・経済的安定に貢献するとは考えなかつた。こうして軍部と国務省は日本の一安定化を望み、従来の対日政策を見直しを図るという点で一致した。

第二節 対日政策をめぐる軍部と国務省の対立

一九四八年一月のロイヤル（Kenneth C. Royall）陸軍長官のサンフランシスコ演説は対日政策の転換点となつた。⁽¹⁶⁾

われわれは、自立すると同時に、今後極東に生ずべき他の全体主義的戦争の脅威に対する制止役として役立つほど十分に強くかつ十分に安定した自足的民主政治を日本に建設するという、同様に確固たる目的を固守するものである。

以後、国務省と軍部は「安定した」日本が、アジアにおけるソ連の拡張主義に対する「制止役」として果たすべき任務を巡つて「対立」する。

加えて、軍部と国務省以外にも対日政策に絶大の影響を及ぼしていたのが、他ならぬ連合国最高司令官（SCA

P) マッカーサー元帥 (Douglas MacArthur)、その人であった。日本における占領軍司令官は「実際には高度に独立性を保つた地位に就いていた」が、マッカーサーのパーソナリティがその独立性を一層高めた。⁽¹⁷⁾ 軍首脳陣にとつてマッカーサーは大先輩であり、遠慮があつた。第二次世界大戦中にヘンリー・アーノルド (Henry Arnold) 陸軍航空隊司令官を除いて陸軍で元帥に昇進したのは、マッカーサー、マーシャル (George C. Marshall)、アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) の三名のみであったが、マッカーサーと後二者の関係はきわめて悪かつた。⁽¹⁸⁾ マーシャルはマッカーサーの「不俱戴天の敵」(マイケル・シャラー、Michael Schaller) であり、ケナン (George F. Kennan) によれば両者の関係は「疎遠」で、「温かく通じるもののがなかつた」という。アイゼンハワーもマッカーサーとの不仲には定評があった。ハンティントン (Samuel P. Huntington) は、陸軍首脳部の対立関係を「パーソナリティの対立関係」とみなした。そして、この対立関係は陸軍の戦略ともリンクする」とになるが、この点については後述することにしよう。また、国務省に対してもマッカーサーは「占領責任に関する政治問題についてさえ、国務省の助言にも耳を貸そともしなかつた」のである。⁽¹⁹⁾ 加えて、トルーマン大統領もマッカーサーに反感を抱いており、ニツツェ (Paul H. Nitze) によれば大統領は「異常な忍耐をもつて」マッカーサーを扱つていたという。このようなワシントン・東京間の対立関係は政策や意思伝達の妨げになつた。一九四七年三月一二日のトルーマンによるギリシャとトルコへの支援を表明したいわゆるトルーマン・ドクトリンは、冷戦の宣戦布告であつたが、それから日をおかずしてマッカーサーによる対日早期講和表明は、ワシントンの了解がないまま発せられた。ワシントンと東京の間で対日政策が対立していた一例であろう。⁽²⁰⁾ 要するに、対日政策に影響を及ぼすプレーヤーは、軍部、国務省、マッカーサーで

あり、三者鼎立の觀があつたといえる。

はたしてロイヤル声明後の三月、マッカーサーの対日政策上の見解を質す必要性を感じた軍部と国務省は、ドレイパー陸軍次官（William H. Draper, Jr.）やケナン国務省政策企画室長らを東京に派遣する。そしてこれ以後、軍部と国務省の間で対日政策の見直しについての意見交換が活発化していくことになる。

兩人との会談の中で、マッカーサーは日本再軍備に反対した。マッカーサーはその理由として、第一に日本再軍備が極東諸国の反感を招く」と、第二に対日占領政策の「基本原則」に反する」と、第三に日本が再軍備したとしても「五流の軍事国家」にしかならない」と、第四に日本は再軍備の経済的負担に耐えられないこと、第五に日本人自身が軍隊を維持することを望んでいないこと、を挙げた。そして講和前の日本の安全は現在駐留しているアメリカ軍に委ねて、講和条約締結後の日本の安全は「戦略的に重要な」沖縄をアメリカの「軍事的拠点」として「恒久基地化」することによつて保障すべきである、とマッカーサーは「強く主張」した。また、彼は駐留アメリカ軍の主力は空軍によるべきであると述べた。⁽²¹⁾ 帰国後ケナンは「アメリカの対日政策に関する報告」（PPS 28）を作成して、マーシャル国務長官に提出する。ケナンは日本の安全保障に関して、講和前の日本の安全をアメリカが保障すると、講和後に關しては「講和交渉に直面」するまで決定を保留すべきであることを前提条件に、「現時点での講和条約を急ぐべきではない」と当面は講和条約交渉を先送りすることを勧告した。また、ケナンは日本国内の安全は「現在の警察力の再強化」と「現行の中央統制警察組織の拡大」によるべきであるとも、併せて主張した。⁽²²⁾ このケナンの勧告が対日政策の修正の骨子となつた。

沖縄を恒久基地化する問題に関して、ケナンはマッカーサーと見解を同じくし、「沖縄の海軍前進基地としての可能性を最大限」追求すべきであると勧告したが、対日政策として承認された国家安全保障会議文書「三号一一」（以下 NSC 13/2）では、「沖縄の海軍前進基地としての可能性を追求」すべきであると、「最大限」という表現が削除された。⁽²³⁾ 軍部、とりわけ海軍は沖縄の海軍根拠地としての価値をそれほど高く評価していなかつたことが窺われる。

一方、陸軍は日本の再軍備に関する検討を独自に行なっていた。ケナンは警察力の強化を勧告していたけれども、陸軍はより強力な「警察力」の育成を長期的な視点から検討した。五月にロイヤル陸軍長官はフォレスタル国防長官（James V. Forrestal）にメモランダムを提出する。「このメモランダムの強調した」とは、「日本の進路がアメリカと共にあり、戦略的に重要な位置にある日本本土が我々のコントロール下に留まる」とであった。つまり、軍部は日本再軍備政策よりも、日本本土の軍事的利用を重視していたのである。そして、このメモランダムは、現時点の日本再軍備は、日本が経済的に脆弱で、軍備の負担に耐えられそうにもないこと、そして従来の政策が変更されることによって発生するリスク、すなわちソ連のみならず他の極東委員会諸国が反発するおそれがあること、の二つの政治的理由から適切ではないと結論づけた。とはいっても、メモランダムの中で「単に軍事的観点からしても、日本が軍備を保有することとは望ましい」という見解が示されているように、陸軍は再軍備そのものに反対しているわけではなかつた。また、このメモランダムは当面の日本再軍備を見送る暫定措置として再軍備に備えて、将来の日本軍の媒介となる「文民警察の増強」と、「限定的再軍備」の計画は「直ちに着手すべき」であることを勧告した。しかも、あらたに再組織された日本軍には、アメリカによつて「厳しく監督」されながら、「国内の安全」と「外部からの侵略に対する

る地域的な防衛行動」という任務が付与されていた。アメリカの戦略の一翼を担う組織として、日本軍を再生させようというのである。また、その「計画」しようとする日本軍の規模は「限定的」であったが、それは陸軍と沿岸警備隊によつて構成される予定であつた。⁽²⁴⁾ ソ連の日本侵攻の可能性は少ないという判断に立脚した計画であつた。

このロイヤル・メモランダムの問題点は日本再軍備の時期を明確に設定できなかつたことにある。対ソ戦争の時期を予期もしくは設定できない以上、それは必然的帰結である。前述したように、この時期に対ソ戦争の可能性を危惧していた政策当局者は、国務省、軍部ともに皆無であつた。ある政策文書では「ソヴィエトは近い将来に西側に直接軍事行動に訴えることはない」と断定した。そして「ソヴィエトが西側に軍事行動をとる時期として、大量破壊兵器の生産と地球規模での戦争を支援できる十分な補給能力を伴う長距離空軍と海軍を保有することができる」と条件とみなしていた。⁽²⁵⁾ 戦争の緊迫感がほとんどないこの時期に、政治的リスクを冒してまでも日本再軍備を断行しなければならない妥当性が低かつたのである。軍部は、講和交渉前の再軍備の計画と準備を NSC 13/2 に反映させる」とを目論んだが、国務省の反対で挫折する。加えて、一二月二三日に極東軍のミュラー参謀長名 (Paul J. Mueller) で、マッカーサーの日本再軍備に関する意見書が、ワシントンに届けられた。マッカーサーは「警察目的以外のいかなる日本軍の設立も、東洋のコミュニズムと戦う重要な心理的團結の達成を妨げるだけでなく、日本の経済的復興の達成を危険に陥れる」と等を理由に挙げて、日本の再軍備に反対した。⁽²⁶⁾ しかも、マッカーサーは NSC 13/2 で定められていた「警察力の強化」も、実行しようとはしなかつた。日本の再軍備を巡るアメリカの動きは、空回りしていたのである。

一九四八年を振り返れば、「限定的再軍備」構想は、第一に軍内部のコンセンサスが未形成であつたこと、第二に従来の占領政策の変更に伴う日本及びその周辺諸国への悪影響、日本国憲法の改正の必要性、といった多くの政治的制約を払いのけてまで推進しなければならない妥当性がなかつた」と、第三に何よりも講和条約交渉が先送りになつたことにより、軍部の最大関心事であるアメリカ軍の日本駐留が現状のまま継続された」と、という三つの理由によつて、国家安全保障会議 (National Security Council, 以下 NSC と略す) で承認を得る「」とができなかつたと判断されよう。また、マッカーサーが日本再軍備に強く反対したこととも見逃せない。

一九四九年に入ると、統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff, 以下 JCS と略す) はロイヤル・メモランダム以降の日本の限定的再軍備に関する政策ペーパーを検討し、その結果をフォレスター国防長官に提出した。一月二四日付の統合参謀本部文書 J. C. S. 1380/55 では、軍事的観点から「日本再軍備」が望ましいとしながらも、「限定的日本再軍備」でさえも「」の時期には、適切ではない」と判断した。その理由として、日本再軍備が日本国憲法の改正といふ障害にぶつかる「」、そして日本の経済復興の妨げとなる」と等の政治的な制約を挙げた。けれども、JCS は NSC 13/2 の見直し、日本再軍備の早期準備と計画の必要性を勧告した。JCS の答申を受けたフォレスター国防長官は、NSC 13/2 を修正するために、三月になつてこれまで軍部内で討議してきた政策文書に自身のコメントを添え付けて国家安全保障会議に提出した。⁽²⁸⁾これが NSC 44 である。

これに対して国務省は、第一に日本再軍備の計画によって友邦国及び日本人自身が「アメリカの目的の誠実さに疑念を抱く」こと、第二に国務省には軍部が提議した計画を実行する権限を有していないので NSC の政策決定は不必

要である」と、第三に将来に実効するための軍事計画を作成する政府の決定には反対であること、という三つの理由を挙げて NSC 13/2 の修正に消極的であった。しかし、国務省は日本再軍備を実行する際に NSC の事前承認を条件にその修正に同意した。⁽²⁹⁾ だが、NSC 44 がマスコミに洩れたことにより、この件は沙汰止みとなつた。NSC 44 の問題点は、その方針が不明瞭なことにあつた。記述したように日本再軍備を望んでいたのは陸軍であり、海軍はもつぱら日本での基地利用が関心事であった。そしてマッカーサーは日本再軍備に反対であった。軍部内部での明確なコンセンサスの形成ができていなかつたことが問題だつたのである。その意味で、NSC 44 は過渡的な文書であつた。

けれどもこの敗北を教訓として、軍部は六月には日本の軍事戦略的価値を文書にまとめ上げ、NSC に提出した。この文書が「日本におけるアメリカの軍事的必要に関する戦略的評価」(NSC 49) である。この文書型式は軍隊のそれであり、まず、日本の戦略上の地形的価値を論じ、次に日本が有する潜在的戦争遂行能力を分析した。「日本列島が北太平洋の貿易ルート、日本海と東シナ海それに黄海の出入り口」という価値を有するため、「日本列島は、極東におけるアメリカの安全保障上の利益にとり、高い戦略的重要性を持つて」いると分析した。そして「緊要地形」(彼我の戦略行動に重大な影響を見積もつた。この文書は、ソ連が日本を保持した場合、アメリカの安全保障に重大な脅威を与えると判断した。また、この文書は、日本が有する潜在的工業力について「次の戦争が起きた場合には、日本人の潜在的な人的資源が平和的営みの継続を許されるとはほとんど考えられない」と予測した。さらに海軍は、沖縄を海軍基地とすることには不適当であるという結論を出し、日本本土に基地が必要であると主張した。軍部は、このような軍事的観

点から、日本との講和条約が時期尚早であると主張した。この文書はまた「講和条約の中に占領軍撤退の時期を明確にすべきでない」と、「占領軍は段階的に撤退すべき」であり、占領は「諸々の状況が占領終結を正当化する十分な満足のいくものであると判断され、合意された後、終えるべきである」と勧告した。⁽³⁰⁾ 軍部が日本本土の軍事的利用に如何なる制約を課せられることも回避しようとしていたことが読みとれる。また NSC 49 は、日本再軍備よりも日本本土の軍事的利用を優先させることで、軍内部が一致したこと意味するものであった。

これに対し国務省は NSC 49/1 で次のように反論した。まず第一に日本人の西側志向はアメリカの軍事的能力だけでなく、「日本人の態度」によると、第一に予期しうる将来にソ連が日本を「公然と攻撃」することはないと、それゆえ、第三にソ連の日本への攻撃は「隠された侵略」、「破壊活動」や「クーデタ」であり、この種の計画はクレムリンが作り出すけれども実行は日本人であること、第四に日本人に西側志向を強制することはできないこと、を挙げて、日本人の西側志向を維持、発展させる唯一の方策は早期講和にあると結論づけた。⁽³¹⁾ 国務省が講和推進に転じたことで、軍部と国務省の対日政策上の対立は、「日本再軍備」から対日講和条約を推進するか否かという点に移った。国務省が講和推進に転じた背景には、長期占領が日本人に悪影響を及ぼすこと等の政治的理由と、アチソン国務長官（Dean G. Acheson）がアーネスト・ベヴィン英外相（Ernest Bevin）と講和推進に合意したこと⁽³²⁾ があった。

対日講和条約問題をめぐつて軍部と国務省が対立していた状況の中で、マッカーサーの見解がワシントンに伝えられた。一月にアメリカ極東軍のバブコック大佐（C. Stanton Babcock）がワシントンを訪れ、マッカーサーの見解を開陳した。バブコック大佐は、まず講和条約に関して早期講和が望ましいとして国務省の立場を支持した。次に日

本の安全保障に関して、沖縄をアメリカのコントロール下に置き、極東における制海権及び制空権を確保するために海軍と空軍を中心とするアメリカ軍を日本本土に駐留させることを提案した。大佐は、さらに日本国内の安全を確保するため、現行の警察組織とは別個に一〇万から一五万人の規模で新たに警察軍（constabularay）を創設することを提案した。後述するが、それまでマッカーサーは、警察軍はおろか現行の警察組織の強化にも反対していたのである。なぜ従来の見解を修正したのかはつきりしないが、遅くとも彼がこの時期には見解を修正していたことがわかる。ただし再軍備については、マッカーサーは、第一に日本人の反軍感情が強いこと、第二に連合国の占領政策の誠実さに対する日本人の疑念を生じさせること、第三にソ連が「眞面目に」（seriously）日本に侵略した場合には、米軍の平時予算及び能力では日本の防衛は不可能であること、という理由を挙げて反対した。大佐は、また講和条約の締結方法についてのマッカーサーの腹案を示した。講和条約は「公平」で「公正」であるべきとの認識を示す一方で、日本の安全を保障するために日米間で講和条約とは別に二国間条約を締結し、その中でアメリカ軍の駐留規定を盛り込めばよいというアイディアを大佐は提示した。⁽³³⁾つまり、マッカーサーは講和条約が包括的である一方で、それは別に二国間条約を締結することで米軍駐留の保障を確保することによって軍部と国務省の対立を解消しようとしたのである。

ところで、一九四九年の九月及び一〇月は、アメリカの安全保障上危惧すべき事件が頻発した。一つはソ連の原爆実験の成功である。それは従来、通常兵器の劣勢を原爆の独占によって補つていたアメリカ軍の戦略に甚大な影響を及ぼした。この影響の波動はもちろんシヴィリアン達にも及んだ。ソ連による西側への侵略がアメリカの原爆によつ

て抑止されていると考えるなら、ソ連の原爆開発はその抑止効果を減殺させることになり、その結果、シヴィリアン、軍部を問わず政府当局者が安全保障に不安感を抱いたとしても不思議ではない。もともと原爆に関しては、その配備の決定は「最高度の政策決定」であると、一九四八年に承認された「原爆に関するアメリカの立場」(NSC 30) に定められていた。⁽³⁴⁾ ソ連の原爆開発は、あらためて米軍の通常兵器の劣勢を浮き彫りにして、この事態に対応する新たな「最高度の政策決定」が必要となつた。⁽³⁵⁾ この事件は、同じく一九四八年に承認された対ソ政策の基本文書 NSC 20/4 が修正される原因ともなつた。そもそも、NSC 20/4 は対ソ戦争について明確な指針を示していなかつたために、戦争計画との関連が曖昧であつた。⁽³⁶⁾ 安全保障上の脅威が増大するにつれて、軍事的要請からこうした曖昧な外交指針をより具体的な戦争計画に修正する必要性が高じてきたのである。

もう一つの重大事件は中華人民共和国の成立である。ユーラシア大陸の東の大半が赤く染まり、アメリカが影響力を行使できる極東地域の大陸部は、朝鮮半島の南半分を残すのみとなつた。こうした状況に鑑み、軍部は「アジアに関するアメリカの立場」(NSC 48/1) を提示した。この文書の中で軍部は「アジアに関するアメリカの全体的な目的は、国連憲章の目的と原則に一致させながら、真に独立した、親密な、安定した、自立した諸国の発展を支援しなければならない」と先ず主張した。そして、軍部はアジアの現在の状況を「中国と太平洋におけるロシアの圧力をそれまで抑制してきた、バランス・オブ・パワーを終焉させた日本の敗北以来、アジアにおけるソ連の力の基盤は、極東ソ連だけでなく万里の長城以北の中国、北朝鮮、サハリン、クリル諸島を包含するまで、その戦略的立場を強めることができるようになった」と、パワー・ポリティクスの観点から分析した。こうした情勢分析に立脚した上で、軍部

はアジアにおいてのソ連の拡大をくい止めるために、日本、琉球諸島、フィリピンを含む「戦略的防衛の第一線」を設定し、この一線が「合衆国の戦略的なアジアの重要な地域の発展に必要である主要な連絡線の支配」を可能にする、と主張した。つまり軍部は、アジア全体のアメリカ戦略を提議したのである。けれども、軍部は世界戦略上の対アジア戦略の位置づけに関して、「軍事的観点から戦争に訴えようとする敵の手段を破壊することを目的とする、合衆国の重要な戦略的利益と戦争目的は、現在アジアには存在しないので、ソ連との戦争の際に以下の戦時の基本的な概念は西洋では戦略的攻勢を、東洋では戦略的防勢を探ることになる」とヨーロッパを戦略的優先地域とする姿勢を明らかにもした。⁽³⁷⁾ また、軍部は、この文書の中で中国に対する攻勢及び台湾の防衛というアジアでの積極的な戦略行動をも要求していたが、国務省はそういった「計画の要所はすっぱりと抜き」（シャラード）去り、修正後、NSC 48/2として承認された。国務省は、アジアで共産主義と露骨な対決姿勢を探ることに躊躇したのである。⁽³⁸⁾

こうした軍部のヨーロッパ優先主義は陸軍首脳部の人事をみれば興味深くなる。政策の優先と人事の間に相関関係が成立するとすれば、陸軍首脳部はヨーロッパ優先主義で貫かれていた。陸軍参謀総長マーシャルの後任人事はアイゼンハワー、ブラッドレー大将（Omar N. Bradley）と第二次世界大戦中のヨーロッパで活躍した将星たちであった。極東方面に目を転じてみても、マッカーサーの後任であるリッジウェイ大将（Matthew B. Ridgway）もノルマンディー戦線で勇名を馳せた指揮官であった。また第八軍司令官アイケルバーガー中将（Robert L. Eichelberger）の後任人事もウォーカー中将（Walton H. Walker）、リッジウェイ大将、ヴァン・フリート大将（James A. Van Fleet）とすべてヨーロッパ派で占められていた。ヨーロッパを知悉している将軍がアジアにおいても「幅を利かせていた」とい

なる。先述した陸軍首脳部のパーソナリティの対立関係は、ヨーロッパを優先するかアジアを重視するかの戦略的対立とも関連していたのである。⁽³⁹⁾

この戦略上の対立は、後述する朝鮮戦争において臨界点に達する。すなわち、マッカーサーとワシントン政府が対立した原因の一つに、後に見るよう、朝鮮戦争を局地的観点から捉えるマッカーサーに対し、ワシントンはヨーロッパ防衛も視野に入れていた点にあつた。ワシントンはいちらに極東の戦争を拡大させて、世界戦争を誘発させたくなかつた。それは「全面戦争」か「限定戦争」かの方針を巡る対立であつた。戦争の最中、ワシントンとマッカーサーは戦争方針を巡つて激しく対立する。⁽⁴⁰⁾ そして結局、最終的な勝利はワシントンつまりヨーロッパ派の手に帰することになる。

さて一九四九年の後半から講和推進に転じた国務省は、軍部との合意に向けて調整を図つた。一一月一六日付の文書「日本軍復活に関する国務省の立場」で、国務省は日本再軍備に否定的な見解を示した。その理由として、以下の六点を挙げた。第一に、日本との平和条約および日本の安全保障に関するアメリカの主たる目的は、ソ連による軍事攻撃に対して、軍事的防衛を手段とするよりもむしろ戦争の発生を防ぐことにある、として日本再軍備よりもアメリカ軍の日本に駐留する必要性を重視するという認識を示した。第二に、日本再軍備に代わって日本に警察軍の保持を認める。第三に、日本の再軍備の決定は日本国憲法の戦争放棄と軍隊の保持禁止に関して継続するか破棄するか、は日本人が決定しなければならない。第四に、日本の再軍備は日本が親米の立場を今よりも保障することなしにはされるべきではない。第五に、現在もしくは将来のいずれにおいても日本の再軍備に関する現在の提案は、日本の戦争放

棄及び軍隊保持の禁止とアメリカの占領政策との間に大きな亀裂を作ることになる。第六に、日本の再軍備はオーストラリアやニュージーランドといった周辺国に警戒心を抱かせることになりかねない。⁽⁴¹⁾ 以上の理由は、国務省が日本再軍備による政治的係争を恐れていたことを示している。とはいっても、NSC 49/1 と比較すれば、アメリカ軍の日本駐留と警察軍の創設を容認している点に軍部の見解に歩み寄りの姿勢を見せてもらっている。国務省は軍部に歩み寄ることで早期講和を計ろうとしたのである。ところが軍部にとってこの国務省の見解でさえ納得のできるものではなかった。

軍部は「アメリカ軍駐留が認められるとしても、所要の基地の数や形態等はどうなるのか」、「日本軍の（創設が）認められたとしても、タイプ、任務、規模等にどのような制約が課せられるのか」⁽⁴²⁾ さらに「日本の警察軍の場合にはどううなのか」といった、より具体的な問題を内部で検討していたのである。国務省の不明瞭な方針に不満を抱く軍部は講和条約交渉の先送りを図ることによって、現状維持すなわち日本本土の軍事的利用の継続を目論んだ。こうして軍部は一二月、ジョンソン国防長官 (Louis A. Johnson) からアチソンへ講和条約交渉先送りを企図したメモランダムを提出した。さすがにアチソン国務長官は軍部の底意を看破し、メモランダムを受け取った翌日のブラッドレー統合参謀本部議長との会談で、このメモランダムを「控えめな表現の最高傑作」 (masterpiece of understatement) ⁽⁴³⁾ と述べた。他省庁の作成した政策文書を、公式の会談の席上で露骨に酷評するあたりに、アチソンの心情が思料できよう。しかしながら軍部の「遅滞行動」の前に、ベヴィン英外相に年内に提出する予定であったアメリカの講和条約案の作成は不可能になつた。

翌一九五〇年に入ると、アチソンは軍部に一層の政治的圧力を加えた。五月、彼は共和党の大物ダレス (John

Foster Dulles) を対日講和促進のために国務省の顧問に迎えた。そのねらいは一九四〇年に、ローズベルト大統領(Franklin D. Roosevelt)が共和党の大物ノックス(Frank W. Knox)を海軍長官にステイムソン(Henry L. Stimson)を陸軍長官に迎えて超党派外交を形成するのに成功したのと同じ効果を得ることであった。⁽⁴⁴⁾ また彼は、四月に国務省首脳と国防省首脳による会議を開催し、その席上で国防省首脳に強面で応接した。だが、この会議でもみるべき成果はなかった。この「アチソン攻勢」に対して軍部は再び遅滞行動で対応した。だが、この会議でもみるべき成果はなかった。この「アチソン攻勢」に対して軍部は再び遅滞行動で対応した。ジョンソン国防長官は、六月に訪日してマッカーサーとの問題について話し合った後、七月に改めて結論を提示したいと答えて、日本再軍備問題を再び先送りにしてしまったのである。アチソンは「しぶしぶ同意」した。⁽⁴⁵⁾ 軍部の譲歩姿勢が見られぬ以上、一層の譲歩をする必要に迫られたアチソンであったが、マッカーサーがノハド調停機能を發揮する。マッカーサーは、六月のジョンソン国防長官及びジョンソン国防長官の訪日に合わせて来日したダレス特使と会談し、国務省と軍部との間にコンセンサスを形成させることに成功する。両者は「日本の全土」は「防衛行動のための潜在的基地とみなされなければならぬ」と、有事の際には「日本は自国の防衛のために安全保障軍の支援となるその有効な人的及び物的資源のすべてを投入」すること、で合意したのである。言い換えれば、その合意事項は、日本の全領域をアメリカ軍の作戦行動に利用できること、そして日本が侵略的行動を受けた際には自衛権を持つこと、という二点であった。これが六月二三日付の「マッカーサー覚書」である。⁽⁴⁶⁾ この覚書が意味することは、前者については軍部の作戦上の必要性が承認されたこと、後者については日本再軍備のための準備が承認されたことである。軍部の要求は満たされ、軍部は講和条約交渉の開始に賛成する。その反面国務省は、対日講和条約の交渉前に軍事上の要請からすでに政治的制約を受

けたことになった。その意味では、軍部の作戦行動上の裁量権と国務省の外交交渉上の裁量権はゼロサム的関係にあつたとみなすこともできよう。事実、朝鮮戦争後のアメリカ外交について、ケナンは「軍事的偏見」にとらわれて、「ヨーロッパの分割」を「固定」したと批判する。⁽⁴⁷⁾

第三節 朝鮮戦争と日本再軍備

一九五〇年六月二五日の朝鮮戦争勃発は、アメリカの政軍指導部に大きな衝撃を与えた。トルーマンは「もし韓国が陥落するのを許せば、共産主義者達はこれに勇気づけられて、米国の海岸により近い諸国まで蹂躪するようになるだらうし、もしこれが抵抗を受けることなくすすみ得るならば、それは第三次大戦を意味することになり、もし韓国に対するこの不法な攻撃が阻止されないなら、国連の基礎と原則がくずれてしまうことも明白である」と考えた。⁽⁴⁸⁾ アチソン国務長官も、また「アメリカが占領している日本の安全保障に大きな重要性を持つ地域である南鮮の保護者として、国際的に認められていたわれわれの立場に対する公然の、あからさまな挑戦であった」とみなしした。⁽⁴⁹⁾ 朝鮮戦争によつて、政治家にとつても、軍事的要素の重要性が対ソ政策に重大な意義を持つことになったのである。

朝鮮戦争の原因には、朝鮮半島におけるアメリカの一連の政策の失敗があつた。最も重大な失敗は、朝鮮半島をアメリカの第一義的防衛ラインからはずしてしまったことである。具体的には、一月二二日のナショナル・プレス・クラブでのアチソン演説が、共産主義勢力に、アメリカの朝鮮半島放棄の意志表示であるとの誤解を与えたことであつた。また軍部も、ソ連軍が朝鮮半島に侵攻してきた場合は、できる限り速やかに在韓米軍を日本に撤収させようと考

えていた。しかも、在韓米軍は一九四九年六月には既に撤退を完了しており、朝鮮半島に残留するアメリカ軍は軍事顧問団（K M A G）のみであった。韓国を防衛していたのは国内治安のために装備され訓練された、戦車も持たない「とても軍隊と呼ぶことさえできないような貧弱な」韓国軍であった。この軍事的真空地帯に、周到な計画に基づき、北朝鮮軍は「完全編成の歩兵八個師団、不完全編成の二個師団、機動偵察連隊、T—34中型戦車で装備された一個機甲旅団、そして国境警備隊五個旅団の総兵力一三万五〇〇〇人」⁽⁵⁰⁾を数える、「よく訓練され、徹底的に鍛えられた近代的軍隊」でもって侵攻してきた。結果は明白であった。韓国軍とアメリカ軍は、当初は意図せずに、後には意図的に後退行動を探り、洛東江を西壁とする南北約一三五キロ、東西約九〇キロの地積「釜山橋頭堡」に立てこもった。同時にこの橋頭堡が韓国の実効支配している地域であった。つまり、朝鮮軽視という点では軍部も国務省も共通していたのであり、アチソン・ラインの設定は国務省・軍部という“集団の誤謬”の結果であり、「現実の追認」でもあつた。⁽⁵¹⁾

朝鮮戦争勃発の翌日、ブレアハウスでトルーマン大統領以下アメリカ政府・軍首脳が対策のためNSCを開催した。アメリカ空軍と海軍による韓国軍支援が決定されたが、地上軍投入の決断には至らなかつた。ソウル陥落の報を受け地上軍投入にゴーサインを出したのは三〇日になつてからである。対応がその時期の戦況に応じて決定されたことは、戦争の主導権が北朝鮮軍に握られていたことの証明でもあった。通常、戦争に際しての軍事的思考のプロセスは最終目標を設定した後、逆行的に計画を立案していくが、朝鮮戦争ではアメリカにその種の事前計画を立案する余裕がなかつた。ということはこの戦争の敵が北朝鮮だけなのか、ソ連もしくは中国のいずれかが、あるいは双方が介入

するのかの見積もりと、それに連関した最終的な解決法、すなわち北朝鮮を降伏に追いやるのか、適当な時期に講和に持ち込むのか、という基本方針が確定されないままに参戦したことになる。それゆえ、その対応は戦局に左右される行き当たりばつたりになる。このような拙劣な対応のために相手の企図を適切に評価できなくなつたとしても何ら不思議ではない。朝鮮戦争がアメリカの冷戦政策の軍事化を決定づけたとするのなら、それは政権内部の一種の狂騒状態によるアウトプットに過ぎないと言えなくもないものである。⁽⁵²⁾

アメリカは奇襲を受けた。マッカーサーの情報部長（G 2）ウイロビー少将（Charles A. Willoughby）は北朝鮮軍侵攻の兆候があつたことを再三ワシントンに警告していたと、回顧録のなかで述べている。⁽⁵³⁾しかし、こうした警告は、「東京のGHQによつて、いかなる結論にも使用されなかつたし、緊急の指示もなく、通常の方法でワシントンへ送付されただけ」であった。⁽⁵⁴⁾ GHQもまた見過⁽⁵⁵⁾していたのであり、ウイロビーの主張に説得力はない。また組織に「ノイズ」（雑音）は必在しているものである。その意味で、朝鮮戦争は冷戦の「パールハーバー」と呼べるのかもしれない。⁽⁵⁶⁾

さて、朝鮮戦争がアメリカの対日政策にも大きな影響を与えたことは言うまでもない。前述したように講和条約について国務省、軍部、マッカーサー間に合意があつた。七月八日、マッカーサーは、日本駐留アメリカ軍が朝鮮半島に派遣された後の日本の治安を維持するために、警察予備隊の創設を認可した。さらに九月に軍部と国務省の間で対日講和に関する合意事項が成立し、NSC 60/1として承認された。注目すべき点は、講和条約を朝鮮戦争の戦況が有利になる時期まで発効しないことについた。講和問題と朝鮮戦争がリンクすることになつたわけであり、軍事的要因

つまり朝鮮戦争の戦況が講和問題に重大な影響を及ぼすことになる。この軍事的要因の判断には二つの要素が絡み合っていた。一つは従来からのアメリカ軍の世界戦略全般からの判断である。一九五〇年の作戦計画では、対ソ戦争開始後、日本本土防衛のために、日本に「陸軍一〇個師団」を装備させる予定であった。それは軍部の動員計画では開戦三ヶ月で「陸軍二、七二二、〇〇〇人、空軍二、一三九、〇〇〇人、海軍二、三五〇、〇〇〇人」の人員が必要であるという見積もりと関連づけられていた。そして、この兵力水準を達成するためには二六ヶ月が必要であると計算されていた。⁽⁵⁸⁾つまり、アメリカ軍は兵力不足と時間不足という二つの問題を解決しなければならなかつたのである。しかも、ヨーロッパ方面にその主力を振り向ける必要がある以上、極東地域におけるアメリカ軍の兵力不足は深刻なものにならざるを得なかつた。「日本軍一〇個師団」はアメリカの兵力不足を補うための処置であつた。二つ目の要素は、朝鮮戦争の勃発による喫緊上の軍事問題である。当面の軍事的劣勢に対応する手段を講じなければならなかつた。すなわち、朝鮮半島へのアメリカ軍の増派である。朝鮮半島からの撤退を採択しない限り、増援部隊の派遣は絶対に必要であつた。この二つの要素は不可避的に結びついた。アメリカ政府は、朝鮮戦争を局地的戦争に限定させようと、朝鮮半島へのアメリカ軍の増派を努めて避けようとする一方で、その戦備を地球的規模の戦争に対応させ、しかもその戦備の大半を“平和”なヨーロッパに充當するという、一見すると矛盾した行動を探らざるを得なかつた。⁽⁵⁹⁾アメリカ軍の世界戦略と朝鮮戦争という軍事的要因は、軍部が日本再軍備を強く迫る動機になつたことは言うまでもない。

さらに追い打ちをかけるように、朝鮮半島での戦況が思わぬ方向へと進んでいった。アメリカ軍の仁川上陸作戦成功を境に形勢が逆転し、逆に国連軍は三八度戦を越えて北朝鮮領内に侵攻し、平壤を占領した。しかし、一一月の中

国人民義勇軍の参戦は軍事的にも外交的にもアメリカの立場を悪化させた。外交的には中国がソ連と一線を画した外交姿勢をとる、いわゆる「チトー化」を期待していたアチソン他の夢はもうくも消え失せてしまい、陸軍を主体とする軍備編成を採用した中ソ両大国を視野に入れながら戦争を進めていかなければならなくなつた。この時期のアメリカの政治・軍事指導者達が如何に混乱していたのか一例を挙げたい。一二月三日の国務省と国防省・軍部首脳会談の記録をピックアップしてみよう。⁽⁶⁰⁾ ブラッドレー統合参謀本部議長は「我々が韓国を手放すなら、アジア全部を放棄することになるのか」と改めて朝鮮戦争の目的を問題にした。アチソン国務長官は「我々は我々の軍の安全と極東及び全世界における合衆国の立場への影響を考えなければならない」、「我々は二軍と戦つており、本当の敵はソ連である」と、世界情勢の観点から朝鮮戦争を問題にした。マーシャル新国防長官は「朝鮮北部を保持することは無駄である」と、朝鮮戦争の終結方法について示唆した。これらの発言の根底にあるものは、もはや軍事的解決は不可能であり、政治的決定による解決法を模索せねばならなくなつたということである。また、既述したようにアメリカ首脳部が、朝鮮戦争をグローバルな視点で捉えていたことも、この会議の記録から読みとれる。この時期のアメリカ軍の戦況を表象したのは一二月二三日、第八軍司令官ウォーカー中将が自動車事故で死亡するという痛ましい事件であった。第二四師団長ディーン少将 (William F. Dean) の「戦死」に続く一人目の将官の犠牲であつた。戦争の深刻さが、とりわけ軍首脳部の間で改めて認識されたのである。

一方で一二月にアメリカは二つの重大決定をおこなつた。一つは国家非常事態宣言である。この決定によつて、アメリカは第二次世界大戦以来、国家の意思として再び戦争状態となつた。二つ目は、NSC 20/4 に代わる新たな国家

安全保障政策である「国家安全保障のためのアメリカの目的および計画」(NSC 68) が採択されたことである。NSC 68 については多くの研究者が様々なコメントをしているが、この文書がアメリカの対ソ政策の基本文書であることには異論を挟む者はいない⁽⁶¹⁾。この文書の特徴は、大規模な軍備拡張を政策として採用していることと、政治的資源としての軍事力を積極的に定義していることにある。この文書は、すなわち、「軍事力は万一一の事態に対するそなえとしてだけでなく、アメリカの外交政策の支えとして必要なもの」であり、「侵略のおそれのあるものを抑制するためには、中核になる力、そして勝利に必要な大兵力を動員するよりどころとなる基幹組織よりもさらに大きな軍事力を現存また即時動員可能なものとしてもいなければならない」と論じている。本文書は、第一次、第二次両大戦を「阻止できなかつた少なくとも一面の原因是、強力な外交政策のよりどころとなるような軍事力」をもつていなかつたことにあると分析し、軍事力の必要性を歴史認識から強調した。主として日独両国に焦点を当てて考察されてきた“戦争の教訓”を対ソ戦略に適用したことほど、アメリカの世界戦略の変化を如実に物語るものはなかろう。そしてこの政策を達成するために、「自由世界における力の確固とした、迅速な増強がクレムリンの世界支配の努力をくい止め、押し返そうとする政策を支える」ために「議会指導者と協議して議会での超党派的支持をとりつけること」と「目下の国際情勢について、事実およびその意味を国民に向かって説明すること」が「前提条件」である、とこの文書は訴えた。言い換えれば、本文書は、いまや国民が軍事的観点から国際情勢を認識しなければならないと説いたのである。⁽⁶²⁾

こうしたアメリカの安全保障政策上の変化は、対日政策にも連動した。とりわけ予測していなかつた中国軍の介入

は、「朝鮮戦争の戦況有利な時期」をアメリカから奪つてしまつたのであり、国務省と軍部の合意事項の一部を曖昧にしてしまつたことになる。はたして軍部は再び講和に反対する。軍部は先ず目下の情勢を、ソ連がヨーロッパで軍事力を増加しており、アメリカの軍事的立場が急速に悪化したと分析し、「警察予備隊」を設置はしても日本が「軍事的真空」地帯であることに変わりはない、と判断した。さらに軍部は朝鮮半島でのアメリカに不利な現状、アメリカのグローバル・ウォーの準備不足、日本の基地使用権の問題などを挙げて講和推進に反対した。⁽⁶³⁾ 軍部はアメリカ軍の日本駐留権だけでなく本格的な日本再軍備も直ちに必要であると強く主張し始めたのである。韓国警察軍が北朝鮮軍に歯が立たなかつた先の戦例を考えれば、警察予備隊を重武装化する軍事的必要性は理解できよう。戦術的な意味での「朝鮮戦争の教訓」である。けれども、こうした軍部の政策は退けられることになる。国務省は、ソ連が日本に侵攻する可能性は少ないと言う判断を示し、現時点での警察予備隊の重武装化による本格的な日本再軍備に反対した。⁽⁶⁴⁾ CIAの評価も同様にソ連の対日侵攻の可能性は低いと判断していた。軍部は戦争という緊迫した事態ゆえに早期講和に反対したが、大統領と国務省は戦争という緊迫した事態ゆえにこそ、講和が必要であるという認識を示して、軍部の反対を押し切つたのである。こうして対日講和に関して、アメリカ政府部内でコンセンサスが形成された。とはいえ、日本の再軍備は日本人自身が決定すべきであるとの国務省の従来からの主張は、もはや効力を失つてるので、国務省が日本との講和問題についての協議に際して、軍部の意向を代弁することになつた。すなわち国務省は日本に対して再軍備を強く要請することになる。これは交渉担当者ダレスが「多くを期待しない」日本再軍備を吉田に強く要請する背景でもあつた。⁽⁶⁵⁾

第二章 日本側の動きとGHQ

第一節 日本側の再軍備の動き

軍の解体を余儀なくされた日本であったが、非武装の被占領国家という前代未聞の事態に疑義を挟む動きがあつた。一つは、解体されつつある軍の核となる部分を残して将来の再軍備に備えようとする旧軍関係者の秘密行動である。

彼らは終戦直後、皇居を守備する近衛師団として軍の核を残そうと企てた。GHQはその企図に気づいて解体させる。ある旧日本軍人によれば、ウイロビー少将にこの処置を是認するように働きかけたが、GHQの方針として認められない⁽⁶⁶⁾と拒絶されたといふ。⁽⁶⁷⁾軍人達は、第一次世界大戦後のドイツ再軍備過程を模倣しようとした。しかしながら、GHQはドイツ再軍備の歴史を知つており、ドイツ再軍備を“歴史の教訓”としていたのである。第二の動きは、外務省による一種の講和構想である。それは、独立後の日本の安全を如何に保障するのかという観点からGHQに提出された意見書であつた。外務省にとつても、非武装のままの主権回復は問題であると考えられていた。旧軍関係者と異なる点は、実際上の軍備の規模や特質を具体的には提議しなかつたところである。この意見書はGHQから受け取りを拒否されるが、一九四七年九月に一部修正されて第八軍司令官アイケルバーガー中将に手渡された。その中で注目すべき点がいくつかある。⁽⁶⁸⁾第一に、日本の安全保障に関して「米国と日本との間に特別の協定を結び日本の防衛を米国の手に委ねること」というアイデアが提議されていた点にある。吉田茂もこのアイデアが日米安全保障条約に

示唆を与えたと回想している。⁽⁶⁹⁾ 再軍備が禁じられていた日本としては、他に選択肢がなかつたのである。第二に、この特別協定の内容は「日本の独立が脅威せられるような場合」、「米国は日本との合議の上日本に軍隊を進駐するともにその軍事基地を利用できる。また日本国内の軍事基地の建設・維持は極力米国の要求を充足するように取り計らう、というものにする」というものであつた。そして、この意見書は、日本国内の治安問題については「警察力の増強」を主張した。つまり、この意見書の主旨は「国際的不安の増大する場合、日本の独立を保障する上の最良の手段は、一方では米国と特別協定を結んで第三国の侵略に備えるとともに、他方国内の警察力を陸上及び海上において増大する」ということになる。この意見書をワシントンに伝達してほしいと、アイケルバーガー中将は依頼されたが、それを彼自身の「参考」にするだけであつたようである。その理由は明らかでないが、おそらく駐留規定や駐留目的が米軍の受け入れられる条件ではなかつたことが最大の理由であろう。すなわち、この意見書には、三つの問題点があつた。第一に「日本の独立が脅威」にさらされる場合とはいかかる状況をもつてそのように判断するのか、第二に両国政府の「合議」が成立しない場合はどうすべきか、第三に日本の独立を保全するためにのみ日本本土を利用できるという条件は、日本のために米軍を利用することになり、米軍全体の作戦行動に場合によつては支障を来すことになるのではないか、という問題についての具体策が何ら記されていなかつた。この意見書は、外交的観点からだけの考察にすぎず、軍人から見ればとても容認できる内容ではなかつた。また、マッカーサーの性格を熟知している中将が“絶対者”マッカーサーを迂回したこの種の行動が、彼自身の地位を危うくすると考えたとしても不思議ではない。⁽⁷⁰⁾ これらの事例は、無条件降伏によつて主権が回復していない状況で日本政府及び旧軍関係者がいかに努力をしても、

マッカーサー、GHQのお墨付きが無い限りその行動は挫折を余儀なくされる運命にあつたことを示している。

日本再軍備をちょうど、第一次世界大戦後のドイツの再軍備を参考にしようとする考え方が旧軍関係者の間で存在していたことは前述したが、ドイツとの比較で日本の状況の特質を浮き彫りにしてみよう。⁽⁷¹⁾ 第一にドイツは、敗戦とはいえ一部の地域を除いて連合軍の占領下に置かることはなかつた。それは連合国目の届かぬところで再軍備を進める環境が確保されたといえるのである。さらにベルサイユ条約で過酷な条件を課せられたとはいへ、主権を失うことなどが無かつたことはドイツ人に裁量権が残されていたと言える。つまり国際的な制約を受けたとはいへ、ドイツの軍隊は、ドイツの方針にしたがつて運用される環境を具備していたのである。第二にドイツは軍備を陸軍兵力一〇万人に制限されはしたが、軍隊そのものの保持は認められた。しかもドイツは、その制限によつて少数精銳のエリート将校団を形成することに成功した。そして実際にも「できるだけ多くの信頼できる旧参謀将校とプロイセン軍の伝統を受け継ぐ者を指導的な地位に確保しておこうとする努力」⁽⁷²⁾ がなされたのである。第三にワイマール体制下のドイツは政治的に極めて不安定であり、統帥局長ゼークト将軍 (Hans Von Seeckt) の下で団結を誇った軍部は最大の政治勢力でもあつた。第四に、しかしながら、軍部が密かに蓄積した力を利用したのは結局政治であつた。軍備の拡張を決定したのは軍部ではなく、大統領兼首相に就任した政治家ヒトラー (Adolf Hitler) であつた。軍備といえども、予算の拡充や徴兵制を恣意的に決定する権限を持てなかつたという意味で、ドイツにおいても軍部は政治に従属していたと言えるのである。しかもヒトラーは、自身とナチスの支配権を軍部にも貫徹させるために高級指揮官の肃正人事を断行して軍部を掌握する。

転じて日本の場合、軍隊そのものが解体されてしまい、再軍備のためにはドイツ以上に政治の役割が重要であった。しかも、既述したように占領下にある日本の主権が制限されていたことは、アメリカの政治決定によつて大きく左右されることを意味した。つまり日本の再軍備はアメリカの政治決定と日本の政治決定による二重の制約を受けていたことになるのである。

第二節 GHQ内部の抗争

占領期の日本で絶大な指導力を發揮したマッカーサーの下でさえ、GHQは一枚岩の団結を誇っていたわけではない。マッカーサー元帥はよく知られているように、アメリカ軍内部で自他ともに認める優秀な指揮官であったが、それだけに自意識も強烈で、部下に対しても臣従を求めるといわれている。マニラ在勤時代の副官であったアイゼンハワー将軍がマッカーサーと袂を分かつたのもそれが原因であつた。見方を変えれば、アイゼンハワーはマッカーサー派から淘汰されたわけであり、後に残つた側近・部下達がどのようなレベルの人材であつたかが推知できよう。こうした側近グループを通称「バターン・ボーアズ」という。彼らは、フィリピン時代から元帥の側近もしくは幕僚であり、元帥個人に忠誠を誓つていた。それら「臣下」の中で自他ともに認める第一の側近がホイットニー准将(Courtney Whitney)であった。ホイットニーは職業軍人ではなく、マニラ時代にマッカーサーの私生活上の交友関係から元帥の信頼を得、元帥の特別の計らいで軍職を得たが、それだけに元帥個人への忠誠心があつく、両者は「君臣関係」であった。そしてホイットニーの占領政策の方針は、何よりもまずマッカーサーの意志が基準となつたとい

う意味で、彼自身の個人的な深い思想に基づいていたわけではなかつた。ただ彼の部下達に「ニューディーラー派」が数多くいたことは事実であり、占領政策に大きな影響を与えていた。一方、ホイットニーのライバルと目されたのが情報部長ウイロビー少将であつた。ウイロビーはマニラ時代からマッカーサーの幕僚であり正規の軍人であつた。彼は反共主義者であり、将来の米ソ対立の際に日本人が利用できる存在であると考えていた。彼は軍備解体に直面した日本軍人に同情していたともいわれる。また、彼はその職掌上、日本国内の治安情報を収集するために旧日本軍人のネットワークを活用した。こうした要因が、彼を日本の旧軍人に深く関わらせるようになる。⁽⁷³⁾

次に、この二人の「戦場」であるGHQの機構を考察していきたい。GHQの権限は、一九四五年九月六日の「連合国最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達」を根拠にしている。そこでは「天皇及び日本政府の国家統治の権限は、連合国最高司令官としての貴官に属する」と定められていた。マッカーサーが日本に君臨する「大義名分書」であった。⁽⁷⁴⁾ GHQの母体はアメリカ太平洋陸軍総司令部であり、この司令部を新たな任務すなわち日本占領に応じて拡充させた。したがつて、その機能は従来の軍事部門と占領を司る政治部門に二分できる。一九四五年一〇月二日にGHQは政治部門を新設させ、その基本的な機構を確立させる。新たに増設されたセクションは、民主化政策を推進した民政局、経済の民主化を担当した経済科学局のほか、天然資源局、民間情報教育局、民間諜報局、公衆衛生局、統計資料局、法務局、民間通信局の九局であつた。これらを総称して「特別幕僚部」(Special Staff Section)と呼ぶ。一方従来からの、参謀一部G1（人事）、以下G2（情報）、G3（作戦）、G4（兵担）部門を総称して「総合参謀部」(General Staff Section)と呼ぶ。両部門間に権限上の優劣はなく併設されていた。加えて、こ

れらスタッフ部門の他に実働部隊ラインとして、第八軍、アメリカ極東空軍と海軍とが存在していた。特に第八軍はGHQの下部機関として軍政をになつた。GHQの発した命令は「第八軍司令部、軍団司令部、地方軍政部、府県軍政チームによつて、監視され、指導・助言が行われた」。GHQの組織図を見る限り、特別幕僚部と実働部隊の連絡・調整機関が設置されていなかつたが、そのため企画部門と現場の間にも摩擦が生じやすかつたと思われる。⁽⁷⁶⁾

ホイットニーは特別幕僚の民政局 (Government Section, GS) を統括し、日本占領行政に政治的観点からアプローチした。一方、総合幕僚を代表するのはウイロビー少将率いる情報部 (G 2) であつた。政治機能と軍事機能という機能の異なる性質ゆえ、日本占領における両者の抗争は軍事的見解と政治的見解の対立に帰因しているという側面もあつた。⁽⁷⁷⁾ また、この二つの機能はマッカーサーが単なる軍人ではなく政治家でもあつたことを反映している。前章で見たように、日本再軍備に関するマッカーサーの意見書に政治的見解が含まれていたことは、彼の立場上やむを得なかつたと弁護できないこともない。だが、この種の政治的権限がマッカーサーを軍人以上の存在にならしめたわけであり、ワシントンの統制力を弱めた原因であることは間違ひがない。しかも、初期占領政策を成功させた実績が一層マッカーサーを軍人以上の存在にしたのである。⁽⁷⁸⁾ マッカーサーは朝鮮戦争のさなか、シヴィリアン・コントロールを行使したトルーマン大統領によつて解任されるが、冷戦の軍事化という文脈でこの問題を考えると、ワシントンによる海外先機関に対する統制力の強化であつたとみなすことができる。

次に、ホットニーとウイロビーの警察改革をめぐる対立事例を検討したい。民政局は中央集権的な警察機構を地方分権的な警察機構にすることを図つた。一方、日本の戦略的地位を重視する情報部は、警察の地方分権化が日本の治

安能力を弱体化させるとして、従来の警察機構を温存させようとした。このようにGHQ内部で意見がまとまらなかつたことを反映して、片山（哲）内閣内の意見も調整されることはなかつた。たまりかねた片山首相はマッカーサーにお伺いを立てた。片山は、マッカーサ宛の書簡で一応民政局と情報部の折衷案を提示したが、マッカーサーは警察の中央機関である国家地方警察の設置を主張する情報部の見解を一応は受け入れながらも、自治体警察を主軸とする警察機構の設置を主張する民政局案を採用するよう指令した。⁽⁷⁹⁾自治体警察主体の警察機構の問題点は、「自治体警察は市及び人口五、〇〇〇人以上の市街的町村が、維持するものとされ、かつ、国家非常事態の場合を除いては、国から全く独立した完全自治体警察の性格を有するなど極めて分権の徹底したものであった」。それゆえ、「警察事務の広域的性格からみても、その単位が小さきに失し、いわゆる警察単位の細分化のため責任の分割を生じ、警察活動の効率的運営を妨げることが多く、効率の点において幾多の欠陥」があつた。⁽⁸⁰⁾このような脆弱な警察組織は、米ソの冷戦の激化を反映して増加する共産主義者による労働運動などの集団不法事件等に十分対応できることになつた。吉田茂は一九四九年八月に、この「世界にどこにもない」「弱体化」した警察を「統一的な管理と指令のもとに」置くようマッカーサーに要請したが、マッカーサーは組織の問題ではなく「関係者をいかに教育するか」という問題である」と答えて、吉田の要請を拒否した。⁽⁸¹⁾

警察改革で敗北したウイロビーは、既述したように日本の旧軍関係者とコンタクトを保つていた。そして彼の庇護の下で旧軍関係者は来たるべき再軍備の構想を練っていたのである。その代表例が服部卓四郎元陸軍大佐を中心とする通称「服部グループ」である。⁽⁸²⁾服部は旧日本陸軍のエリート将校であったが、それは彼が陸軍主流派であったこと

を意味する。いわば旧軍を体現する人物であつた。GHQのみならず日本政府関係者からみても危険人物の最右翼であつたと見てよい。彼自身、GHQの占領行政と日本国憲法を否定的に捉えていたという意味で、「思想の転向」はなかつたが、彼を中心になつて策定した日本再軍備構想は、日本国憲法九条を改正することを前提にした、旧軍復活色の濃い新軍の建設と自立的軍隊の建設を企図していた。⁽⁸³⁾当然のことながら、この構想は軍國主義復活を望まぬ両政府によつて承認されることはなかつた。しかしながら、彼の構想に「陸軍が平時一五個師団、二〇万人、戦時四五個師団、一五〇万人、海軍が平時艦艇一〇万トン、三万人、戦時一五万トン、四万人、空軍が平時一、〇〇〇機、一〇万人、戦時三、〇〇〇機、三〇万人」という具体的な数値を示していることには注目してもよからう。そもそも正規のシヴィル・ミリタリー関係からいえば、軍備に関するプロセスは、軍事が政治に軍備の数値を提出し、政治は軍事上の要求を政治的見解から修正する。⁽⁸⁴⁾その意味では服部の構想も軍備の基準のたたき台になり得るはずであつた。しかしながら、憲法に軍備規定が記載されていなかつた以上、政治と軍事の在り方から日本再軍備を考えなければならなかつたことはやむを得なかつたとはいえ、憲法改正や独自軍の創設という本来なら政治の領域である事項への言及は明らかに「軍人」の立場を逸脱した行為である。結局、彼の構想が採用されなかつた最大の原因是、服部がシヴィリアン・コントロールを理解できない旧世代の軍人であつたことにある。事実、吉田茂は一九五一年一月六日のマッカーサーとの会見で、「将来の民主的軍隊」は「参謀本部についても英米式の立派なものをつくりたい」と述べるとどまらず、以下のように語つた。

日本は明治時代、ドイツのメッケル将軍を顧問としたるより漸次、ドイツ式陸軍となつてしまつた。この過誤をくりかえしてはならぬ。ウィロビー將軍のような所にいるような旧日本軍人を使いたくない。⁽⁸⁶⁾

名指しこそしていいが、「旧日本軍人」服部を念頭に置いた發言であろう。服部は一九五三年に『日本週報』に論文を公表したが、そのなかでは、「真理にもとる非武装憲法」、「連合軍の占領政策は、私は歴史上類例のない愚かな政策だつたと考えております」等々、彼の本領が如何なく發揮されている。⁽⁸⁷⁾

日本再軍備をウイロビーの考えていたような、地下運動⁸⁸とは異なる方法を採用した人物がいた。占領行政の実務部隊である第八軍司令官アイケルバーガー中将である。彼は太平洋戦争中マッカーサーの下で活躍した実戦部隊指揮官であつた。「バターン・ボーアズ」ではなかつたが、マッカーサーの信頼は厚く、日本占領軍内での序列はマッカーサーに次いだ。しかも一九四六年に陸軍參謀総長に就任したアイゼンハワーが、彼に參謀次長への就任を懇請するなど、ワシントンでも評価されていたほどの人材であつた。マッカーサーが日本人に会おうともせず、ひたすら総司令部とアメリカ大使館との間を往復する孤立した生活を維持していたのに対し、アイケルバーガーは持ち前の社交的な性格のおかげで日本側関係者と接触する機会も多く、様々な情報に接することができた。中将の目から見れば、

日本の治安体制はきわめて脆弱であつた。一九四六年に第六軍が撤収し、最盛期には二五万人の人員を要した第八軍も一九四八年には五万人に減勢した。⁽⁸⁹⁾アイケルバーガーは、弱体な日本警察と弱体しつつある第八軍では日本の治安を維持することは困難であると結論づけた。かねてより在日朝鮮人を「コミュニニスト」であると見なしていた中将は、

一九四八年の在日朝鮮人による「神戸事件」によつてますます共産主義勢力に無力な日本の治安能力に不安を募らせた。また中将の一九四八年三月一二三日付の日誌によれば、彼はアメリカ極東軍司令官達と会合を持ち、ソ連の脅威に対する対応手段を協議している。

日本人部隊を我が部隊の一部として利用する問題が提起された。つまり、連隊の中の大隊、あるいは師団の中の連隊として、さらには師団規模での日本人部隊の利用が提起された。⁽⁹⁰⁾

在日米軍の中では、日本人の軍事的利用が検討されていたのであり、アイケルバーガー中将もその発案者の一人であつた。けれども、マッカーサー元帥が「ロシアは日本への侵攻することなど考えてもいない」という見解を示して、この構想は挫折する。この年アイケルバーガーは第八軍司令官を辞して帰国するが、帰国後日本警察軍の創設を訴えるなどマッカーサーの対日政策に反対する。一九五一年にはマッカーサーも解任され帰国するが、その際のパレードに参加することを要請された中将は、それを拒否したという。

このようにGHQ内部での日本再軍備に関する動きが挫折した最大の要因は、やはりマッカーサーの反対であった。もちろんワシントンですら、マッカーサーを説得できない以上、それは当然の結果である。

第三節 朝鮮戦争と警察予備隊の発足

朝鮮戦争の勃発により、マッカーサーは突然警察予備隊の創設を日本政府に命じたが、この組織がいかなる目的で

創設されたのかを少し考察したい。⁽⁹¹⁾

まず、極東アメリカ軍総司令部の特設委員会による警察予備隊創設計画では、「日本の警察は、国家地方警察三万、自治体警察九万五千からなり、ピストルを装備しているが、他の装備は取るに足らぬものであり、米四個師団やこれに代わる部隊の存在なくしては日本の法と秩序の維持に不十分である」と述べられており、駐留アメリカ軍が朝鮮半島へ増派された後の日本の治安維持が、先ず第一の目的であつたことが理解できる。次に第六項では、「日本の警察は、現在の構成では、破壊行為から重要軍事施設を守る能力はほとんどなく、またこの機能を果たす準軍事機能を持つた日本の勢力部隊も存在しない」と述べられており、現有の警察力に代わる準軍事機能を持つ部隊を設立する必要性があることを述べている。さらに第八項では、「いかなる公表目的にせよ、日本政府勢力のいかなる増加といえども、軍事的ないし準軍事的部隊とみなされ、内外に波紋を招くので、カバー・プランのもとで開始せねばならない」と記載されている。第八項の主旨は、警察予備隊に対して周辺国及び日本国内から反発が起きることを予想して、偽装隠蔽の必要性を説いたものである。

同計画の結論部では、警察予備隊の勢力七五、〇〇〇は「適切に組織、装備、訓練、配置されれば、当面の情勢に対処するのに十分である」とされ、必要最小限の処置を講じたことを示唆している。そして今後の方針について、結論e項では、「警察予備隊は当初は千人単位とし、累進的に装備、訓練し、終局的には四個の大部隊に統合されるべきである。これら大部隊はそれぞれ適切な本部及び支援単位複数を加え、結局は日本の歩兵型師団となる」とされ、軍事組織に近づけることを企図していたことを窺わせる。また、g項では「軽機、重機、迫撃砲、ロケット発射機、

軽タンク、一〇五ミリ榴弾砲その他の米軍歩兵師団に現在標準供与されている兵器を追加すべきである」とされ、警察予備隊の将来像を一層具体的に描き出している。しかしながら、警察予備隊の「累進的」な拡張の速度は「國際情勢および日本国民の態度と能力によつて決定することになろう」と、この問題が今後的情勢如何に関わつてくることを示している。事実、朝鮮戦争において中共軍が介入し戦局が不利になつた一九五〇年末には、日本の師団に一五五ミリ榴弾砲及び中型戦車を装備させる必要性があることをマッカーサー自身が考へるようになつていた。⁽⁹²⁾

予備隊の機能については、m項において「警察予備隊は別個の存在として機能すべきである。現在の国家地方警察あるいは地方警察とはいかなる方法にせよ、連携をもつてはならない」とされ、従来の警察とは異なる組織機能を有することを示している。

さらに部隊運用については、付属文書Gの中で、「管区以下連隊規模の部隊には一から一二までのナンバーが付けられた。この番号は、これらが占める戦略的考慮の優先順位と合致させてある。この戦略的考慮はG3担当の参謀次長が決定し、統合参謀本部と極東軍緊急展開戦闘計画に合致したものである」と述べられており、アメリカ軍の戦略に従属されることであることを表明している。一例としてスタッフ機能を見てみよう。日本側が作成した「部隊の編成及び組織に関する規定」の第一五条から第一八条までのスタッフ部門の機能に関する規定で、それぞれ人事部長、調査部長、訓練部長、管理部長と配列されているが、これはアメリカ軍のスタッフの規定と全く同じである。⁽⁹³⁾この点に関しては、GHQの総合幕僚部門と比較すればよい。このスタッフの配列が意図するしないに間わらず、アメリカのカウンターパートとなつてていることには間違いない。

以上のように、G H Qは当初から警察予備隊をアメリカの戦略に基づいて計画し、軍事組織へ移行させることを企図していた。⁽⁹⁴⁾しかも、従来の対日政策との整合性が困難であることを理由に、計画を偽装することまで、G H Qは考慮していたのである。言い換えれば、ワシントンのみならずG H Qも、再軍備に関して日本国憲法の条文上の問題を明確な形で解決する方法を見出し得なかつたといえよう。日本人自身の手で改憲しなければならなかつたという現実を、アメリカ側も痛感していたのである。だからこそ国務省は再軍備問題が、日本人自身の問題であると繰り返し主張したのである。実際に警察予備隊の創設に携わったコワルスキ (Frank Kowalski, Jr.) によれば、「きみ、部下のキャンプの中で、いや、そのキャンプのある地方全域において、人多しといえどもきみが歩兵大隊を編成していることを知っているのは君だけだよ」と編成に従事する部下達に語り、警察予備隊が将来の日本軍に発展することが極秘であることを告げたという。⁽⁹⁵⁾担当者自らが、警察予備隊の創設が一種の違法行為であることを認めていた事例である。

また発足に際して警察予備隊発足の命令は、国会の承認を必要としない、いわゆるポツダム政令で下達され、反発が予想される国会を迂回した。しかも、この件についていかなる反対も認めないことをG H Qが野党関係者に釘を指す念の入れようである。また、この問題はG H Qだけでなく、日本政府にとつても従来の政府の見解と矛盾していることは明らかであり、政府はこの問題が政治的争点となることになるのは当然であろう。

日本政府は、いわばG H Qの共犯にされたわけである。はたしてこの問題は日本政治に左右の対立軸を提供した。⁽⁹⁶⁾それは「国際冷戦」に対する、日本国内の「再軍備」に関する左右両派の激しい対立である「国内冷戦」のリンクージでもあつた。⁽⁹⁷⁾再軍備に関する政治的コンセンサスを欠いたまま、"軍隊"が誕生したのである。

第四節 吉田茂と再軍備

講和交渉に臨むにあたって、日本側は講和後アメリカ軍の日本駐留によつて安全を確保する一方、再軍備について見送るという方針を打ち出した。この方針は吉田の見解であった。吉田は、もし仮に日本がアメリカに「匹敵」する「軍備を持つ」ことを欲したとしても「敗戦日本が如何に頑張つてみても、到底望み得べきことではない」と考えていた。日本国内の事情からいつても、「国民思想の実情からいつて、再軍備の背景たるべき心理的基盤が全く失われて」おり、敗戦の「処理の未だ終わらざるものが多い」ことから、当面の再軍備に反対した。⁽⁹⁸⁾加えて、吉田は警察予備隊を再軍備の一歩とも考えていなかつたことにもなる。また、彼は國際情勢に関して、米ソの戦争及びソ連の日本への直接侵略についても生起するとは考えていなかつた。國際情勢について当時の吉田が通曉していたかどうかは疑問である。にもかかわらず、こうした判断を下すことができた背景は、どのようなものであつたか興味深いところである。外交官であつた吉田が、世界情勢をある程度理解していたことは間違ひがない。けれども、占領下の日本で世界の最新情報を入手することは不可能であった。吉田の外交官としての「勘」が、こうした判断を下せた最大の要因ではなかろうか。⁽⁹⁹⁾その点で、同じ外交官であつたケナンが吉田と同様、対ソ戦争の可能性はないと判断を下したのは興味深い。一人のソ連観と併せて一考を要するところである。いずれにせよ、講和条約の準備は吉田のこうした政治的判断に立脚して進められていくのである。

さて、吉田は外務省に日本側の見解を起案させる一方で、旧知のブレーン達を使って様々な角度から検討した。⁽¹⁰⁰⁾外

務省だけではアメリカ側と安全保障問題を詰めることができないと考えた吉田は、自身が信頼していた旧軍人もブレーンに加えた。吉田が駐英大使時代の駐在武官であつた辰巳栄一や最後の陸軍大臣であつた下村定らがそのメンバーとなつた。吉田は制度的な軍部がない状況で、その機能をインフォーマルな形で代行させていたのである。けれども旧軍人達の活用には限度があつたことは否めない。先ず、軍備が必要かどうかについての問題はすぐれて政治的問題であり、「軍人」が論じるべき性質のものではなく、「戦争とは他の手段をもつてする政治の継続に他ならない」というクラウゼヴィッツの定理に従えば、政治的決定の範疇に属する問題なのである。またクラウゼヴィッツは、次のようにも述べている。

国民の大衆の中に、軍事的努力を強めるような要素があるか、あるいはこれを弱めるような要素があるかによつて、同一の政治的目的でも、まったくちがつた結果を生み出すことがある。⁽¹⁰¹⁾

つまり、それは軍備に必要な「主要計画はすべて政治的事情を理解することなしには作成できるものではない」ことを意味するのである。⁽¹⁰²⁾ それゆえ、当時の日本の状況を鑑みれば、彼ら旧軍人がこの種の問題を検討することは、彼ら“個人の見解”に依拠することになるのは避けられない。事実、ブレーンの討議を検討したある研究者によれば、再軍備を巡つて旧軍人の間で見解が分かれたという。⁽¹⁰³⁾ また、軍備の基準の一つは、仮想敵国を対象とする事実に照らしてみれば、ソ連との戦争を想定していない以上、この種の検討にそれほど意味があるとは思えない。加えて、第二に旧軍人とはいえ、当時の軍事情勢に関する最新の情報を入手していたとは考えられない。情報に立脚しない「軍事

的見解」もやはり当該「個人の見解」に過ぎないのである。一応、陸上警察力が隊員一五万人、幹部及び基幹人員に五万人、海上警備力は一、五〇〇トン級駆逐艦を最大艦型として計八万トンの艦艇、航空機は陸上及び海上の防備力の一部として少数を保有するという計画がまとめられたが、実際にこの戦力をアメリカ側に提示することはなかつた。⁽¹⁰⁴⁾つまり、この計画はアメリカ側の再軍備要求に応じざるを得なくなつた場合の努めて再軍備の労力を軽減するための政治外交上の「交渉道具」にすぎず、日本側の純粹な軍事上の見解ではなかつたのである。⁽¹⁰⁵⁾

はたして一九五一年一月一五日の「ダレス顧問訪日に関する件」D作業改訂版では「当面の問題として再武装は日本にとつて不可能である」という結論になつたが、その理由として反軍的な「大衆の感情」が強いこと、「近代的軍備に必要な資源を欠いている」こと、「近隣諸国が日本からの侵略の再現を恐れている」こと、等の政治的理由を挙げていることは興味深い。⁽¹⁰⁶⁾こうした再軍備反対の政治的理由はまさにアメリカ側も当初から日本再軍備の障害として認識していたことと見事に一致している。

とはいものの吉田とダレスの交渉における実際の日米間の認識ギャップは大きかつた。吉田が「急迫な危険」は「ヨーロッパにあると思う」と、言外に日本の再軍備の必要はない、と述べたのに対し、ダレスは「経済上の困難」はわかるが、「これをもつて自由世界の防衛に貢献しない弁解にはならない。この困難に打ち勝つて何らかの貢献をしてもらいたい」と、アメリカの世界戦略上の必要性から日本再軍備を吉田に迫つた。⁽¹⁰⁷⁾この事例はローカルな視点でしか考えない日本と、グローバルな視点で検討するアメリカとの間の際だつた認識ギャップを浮き彫りにもしたのである。

結局、吉田は「防衛力漸増」路線を受け入れるが、警察予備隊発足からの一連の日米間の日本再軍備プロセスは、アメリカ軍部の意向が反映されたという意味で、アメリカ軍部が日本のミリタリー機能を代行したと言うことができるのである。

第三章 分析

以上、日米両国の日本再軍備政策決定の過程をシヴィル・ミリタリー関係の観点から考察してきた。

まず、アメリカの日本再軍備決定過程から分析していこう。ここでは便宜上、三つの時期に区分し、分析していく。第一期は一九四八年のロイヤル陸軍長官のサンフランシスコ演説から一九四九年六月の NSC 46 の成立まで、である。この時期のアメリカ軍部からの日本再軍備の要求は、その実現ではなく「計画」と「準備」という序曲に過ぎなかつた。対日政策上、日本の再軍備は最優先課題ではなく、焦点はむしろ講和の延期と日本の「安定化」であつた。

軍部にとって講和の延期は、アメリカ軍の日本駐留が延期されたことを意味し、安全保障上の必要事項は一応達成されていたといえよう。したがつて、日本再軍備は喫緊の問題とは位置づけられなかつたのである。一九四九年三月に日本再軍備に関する政策文書 NSC 44 が国家安全保障会議に提出されるが、国務省との間で合意を得たのは実行に際しての国家安保全会議の事前承認だけであつた。NSC 44 を検討する限り、日本再軍備の計画の作成は、以後の問題とされ、再軍備の時期についても明確に定めることはできなかつた。この時期ソ連が西側に直接軍事行動に訴えることはないという判断に立脚すれば、日本再軍備の必要性はほとんど認識されなかつたと言つても差し支えなかろう。

第二期は一九四九年六月から一九五〇年六月二五日の朝鮮戦争勃発まで、である。軍部が NSC 49 によって日本の戦略的価値を高く評価したことは、継続的な日本駐留及び作戦行動上の自由の要求を意味した。また、その文脈で軍部が制約要因となりうる講和条約推進に反対したことは、「軍事的観点」からの対日政策上の要求であった。一方、国務省は「政治的観点」から講和推進に転じた。表面上、講和推進か否かという軍部と国務省の対立は、実質的にはアメリカ軍の日本駐留と作戦行動上の自由を国務省が承認するか否かという問題であった。ただし、国務省が講和推進のために軍部に妥協したにもかかわらず、軍部が国務省の要求を拒否し続けたことは、単に「軍事的観点」からの反対ではなく、「軍部という組織上の見解」という既得権を守り抜こうとする官僚的側面もあつたことも付記しておかなければなるまい。国務省の外交的裁量権と軍部の軍事上の裁量権はゼロサム的関係にあり、実際にも国務省の譲歩は軍部の裁量権の拡大となつたのである。こうした背景には、ソ連の原爆実験と中華人民共和国の成立というアメリカの軍事的優位を覆しかねない事件が頻発したことによつて、軍部の見解がシヴィリヤンに受け入れられやすい環境が醸成されたことがあつた。国務省と軍部の対立を調停したのはマッカーサーであつたが、一九五〇年六月二三日の覚書では、軍部の最大関心事であるアメリカ軍の日本駐留と作戦行動上の自由及び有事に際しての日本の再軍備を彼が認めたことも、上述したアメリカを取り巻く安全保障環境の悪化が背景にあつたのであろう。さらに一九五〇年四月にアメリカの対ソ政策基本文書 NSC 68 が基本的にトルーマン大統領の了解を得られたことも、軍部の要求が受け入れられた要因の一つである。軍部は自らの要求が満たされたことによつて、講和条約推進に基本的に合意する。

第二期は朝鮮戦争の勃発以後である。朝鮮戦争と日本再軍備がリンクした。戦争初期のめまぐるしい戦況は、軍部

が日本再軍備を迫る正当性を付与したのである。軍部は日本再軍備を強く迫つたが、シヴィリアンによつて講和前の再軍備は否決された。ただし、日米安全保障条約では日本側が「防衛力漸増」を努力することが明記されたことは、軍部の意向の一部は成就したことになる。

以上の考察から、以下の結論が導き出せよう。

アメリカの日本再軍備政策は、政治と軍事の見解の対立と協調のダイナミズムのアウトプットであった。軍部の主張が是認されるための条件は、シヴィリアンが軍部の認識に同意することが必須である。朝鮮戦争という重大かつ明白な緊急事態によつて、軍部の見解がシヴィリアンによつて受け入れられるようになつた。冷戦における軍事化とは、シヴィリアンが軍事的要因を政策上の優先順位として恒常に重視することを指すのである。

こうした政治と軍事の協力・緊張関係は、ひとりアメリカにのみ当てはまる事例ではない。一八七一年のドイツ統一の過程を、ある研究者は、クラウゼヴィッツの「戦争とは他の手段をもつてする政治の継続に他ならない」という人口に膾炙したテーゼに内包されている二つの概念、すなわち、戦争つまり軍事が政治に従属する一方で、軍事には独自の領域が存在していることに視点を置きながら、政治つまりビスマルク (Otto von Bismarck) と軍事つまりモルトケ (Helmut Karl von Moltke) の対立と協調の過程として描き出している。⁽¹⁰⁸⁾

次に日本側の再軍備過程について結論を導き出したい。日本側の再軍備の実現は多くの政治的な制約があつた。まづ占領という状況の中で、日本独自の再軍備構想が承認される余地はなかつた。GHQとその上級機関であるワシントンが承認しない限り、日本の再軍備が実現できないという状況は、日本の主権が制限されていた何よりの証拠とな

ろう。第二に経済的要因が挙げられる。現代戦争を遂行する工業生産力を喪失した日本にとつて、再軍備の負担に耐え得る余力がなかつたことは誰の目にも明らかであつた。

第三に、日本政府の再軍備に対する姿勢と日本国民の意識の問題が挙げられる。日本政府は繰り返し再軍備はしないと明言してきた。それゆえ、従来の政策の継続性に反する再軍備を避けたかった。政府はそれを政策の焦点とすることを望まなかつた。また日本国民も経済復興を何よりも望んでおり、その障害となりかねない再軍備に積極的に取り組もうとする意識はほとんどなかつた。こうした日本政府及び日本国民の再軍備に対する消極姿勢の背景には、反軍感情は無論のこと、日本の安全保障は占領軍の責任であるという意識があつたことは否めない。この意識はひいては世界情勢に対する関心の喪失につながつた。“ひとごと”意識が働いていたといえる。その意味で、やや皮肉を込めて言えば、初期対日政策の目標である日本の「非武装化」がみごとに達成されていたのである。

アメリカの日本再軍備政策は、初期対日政策の日本非武装化を物心両面にわたつて変換させる必要があつた。こうした政策の変換を日本に強要した場合、日本国民の反発を招くおそれがあつた。だからこそアメリカにおいても国務省は、日本再軍備は日本国民自身の態度如何によるという政治的見解から、ともすれば日本に再軍備を強要しようとする軍部の方針に反対したのである。

第四に、こうした「変換」の障害は、日本国憲法の条文にも存在していた。アメリカの軍部内部でも、日本国憲法は再軍備を否定していると解釈していた。この点については、軍部も国務省の見解に同意していた。そして軍部は再軍備を主張しながらも、憲法改正のための具体的な解決策を見出せなかつた。仮にアメリカが憲法改正を強制したなら、

極東委員会をはじめ各国から、また日本国民からの反発は十分に予想できたことであり、日本国民のアメリカに対する信頼感を喪失しかねなかつた。

第五に、吉田茂の再軍備觀が挙げられる。吉田は、周知のように、将来はともかく当面の再軍備に反対であつたし、対ソ戦争が起きるとは考えていなかつた。つまり吉田の安全保障政策の前提条件は、戦争の可能性の否定を出発点にしていたのである。中ソ両国が一枚岩ではないと看破していたことも、再軍備に消極的原因理由であつた。吉田の思考をベースとして、日本の再軍備すなわち安全保障政策のレールが敷かれたのである。それは、何よりも「政治的見解」が優先されたことを意味する。

また、吉田にとつて新生日本軍の幹部像——理想的な軍人像——はおおよそ次のようなものであつた。

軍人が戦争の専門家に偏することは、戦争そのものには或いは強くなるかも知れぬけれど、一般政治や国際外交の常識に欠けるところが生じて、外交を誤り、国を誤ることになる。大東亜戦争などは誠によい例である。こうした考えは、決して私のみの考えではなく、総じて軍人が政治を支配することを防ぐことは、各国とも大きな内政上の問題である。一方また軍人自身もその分を弁えて、政治に深入りをしないようにすることが特に肝要であつてそれには広い視野と豊かな常識とが必要である。⁽¹⁰⁹⁾

けれども、「広い視野と豊かな常識」を持つ軍人が政治的影響力をも持つ事例がしばしば見られる事實を吉田は見落としている。吉田が頻繁に接したマッカーサーその人が「政治的軍人」の典型であつたし、マッカーサーと対立し

たマーシャル、アイゼンハワーも同じく「政治的軍人」であった。マッカーサーは大統領候補に擬せられ、マーシャルは国務・国防長官を歴任し、アイゼンハワーにいたつては大統領の座を射止めた。ハンティントンは「政治的軍人」マッカーサーの対極的な軍人の例としてマッカーサーの後任であつたリッジウェイを挙げていることは興味深い。⁽¹¹⁰⁾

吉田は二人の相異なるタイプの軍人を間近に観察する機会をもつことができたことになるのだが。

第六に、日本の再軍備は、実体なき状況から始まった。つまり、再軍備の必要性を政治的判断から導き出さねばならなかつた。吉田は、既述したように講和条約に関する日本の見解をとりまとめる際にその点を考慮して、自身の信頼する複数の旧軍人を軍事問題担当のブレーンとして活用した。しかしながら、彼の信頼したブレーン達も軍事的知識を持ち合わせてはいても、軍事情報は入手できなかつた。したがつて現実の情報から軍事的見解を立案することはできず、彼らの「軍事的見解」も旧軍人出身者達の“個人的見解”にすぎなかつたと言わざるを得ない。彼らの間で、再軍備の論争が生起したことがその証拠である。

第七に、シヴィリアン・コントロールの下でのシヴィル・ミリタリー関係の問題が挙げられる。一九五一年二月一日の日米交渉の際、アメリカ側が述べた「日本政府では国の安全を統括する国防省とまではいわないが、それに近い中央機関を設置する必要があろう。どう考えるか」という問い合わせに対し、日本側は「機関はなくとも専門家がいる。これらの人をテクニシャンとして使うことができる」と答えた事実は興味深い。アメリカ側は軍部のカウンターパートを求めていたことが窺われる。すなわち、政治的な見解を軍事計画に転換させる職業軍人を求めていたのである。しかし、アメリカ側の要求に対し日本側交渉担当者は、旧軍人がブレーンとして参画しているから不要であると拒否

した。つまりこの事実は、日本側がアメリカのシヴィル・ミリタリー関係を全く理解していなかつたことを意味している。

また警察予備隊発足の際、日本側がアメリカの強調するシヴィリヤン・コントロールを巡つて混乱した事例があつたが、伝統的に日本側にはアメリカ人の理解するシヴィル・ミリタリー関係の、そしてシヴィリヤン・コントロールの概念は、存在していなかつた。そもそも、戦前・戦中を通じて、政治が軍事をコントロールしえたのは、「個人」が超人的な機能を發揮した場合に限られていた。一例を挙げると、一九二一—一九二二年のワシントン会議の際、海軍大臣加藤友三郎大将は「軍人でありながら」例外的に広い「政治的視野」をもつ「政治的指導者」であり、彼の強力な「統制力」で海軍軍縮条約は成立した。その背景には「実質的シヴィリヤン・コントロールを作動させるためには海軍の最高指導者を主席全権にすえる」ほかになかつた日本の制度上の問題があつた。制度の不在を個人に補わせたのである。したがつて、「個人化された組織統制力にもつぱら依存する政策は、早晚その決定者の異動あるいは退場とともに機構内部から切りくずされ、短命なものにおわる」宿命にあり、加藤の死は政治と軍事の調整機構の消滅でもあつたのである。⁽¹¹⁾やがて第一次世界大戦時のドイツと同様に日本もまた、軍部が政治に介入し、悲惨な結末を向かえることになつた。それゆえ、こうした苦い体験をもつ日本のシヴィリヤンが軍事を忌み嫌つたとしても不思議ではない。とりわけ軍部に押さえつけられた吉田を含む外務省関係者には強い反発が残つていたであろう。

にもかかわらず、『絶対的シヴィリヤン・コトロール』に表象される多くの政治的制約を払いのけてまで警察予備隊を始点とする日本再軍備が起動したことは、アメリカの強い政治的圧力に支持されたアメリカ軍部による変則的な

日本のミリタリー機能の代行であった、と結論づけられよう。

おわりに

再軍備はシヴィル・ミリタリー関係の在り方を再び設定することを求めているのであり、単なる軍備上の問題として片付けられる性質のものではない。國らずも再軍備を実行した日本にとって、当初はアメリカの軍部が日本のミリタリー機能を代行したが、以後の運営は日本の政治的判断に委ねられているのである。しかしながら、日本国内の政治的コンセンサスが欠いたまま、再軍備を強行したことが、大きな政治的対立を生み出した。この対立が日本の安全保障政策にどのような影響を及ぼしたのだろうか。以後の日本の安全保障政策をシヴィル・ミリタリー関係から研究していくことが今後必要になる。

マッカーサーが君臨した時代は過ぎ去り、アメリカの要求が一方的に押しつけられる状況ではなくなった講和条約成立後、日本の安全保障政策はアメリカ側の要求と日本の政治過程の間で交錯するのである。今後の研究課題といふ。

- (1) サミュエル・ハンティントン／市川良一訳『軍人と国家』上（原書房 一九七八）八〇頁。
- (2) 前掲 八〇一八三頁。
- (3) 前掲 八三一八六頁。
- (4) 花井等、木村卓司『アメリカの国家安全保障政策』（原書房 一九九三）五一〇頁。
- (5) こうした関係を組織化したのがアメリカの国家安全保障会議（National Security Council）である。この組織の目的に關

トトモ、以降の文献を参照。

Thomas Etzolt and John L. Gaddis, *Containment: Documents of American Policy and Strategy, 1945-1950* (New York: Columbia University Press, 1978), p. 8.

- (6) Steeven T. Ross, *American War Plans 1945-1950* (London: Frank Cass, 1996), pp. 151-5.
- (7) ルーマニア軍事予算を削減する必要性を強く感じた。ルーマニア 加瀬俊一監修／堀江芳孝訳『ルーマニア回顧録』(恒文社 一九九四) 118頁。
- (8) Lawrence J. Korb, *The Budget Process In The Department Of Defense, 1947-1977: The Strengths and Weakness of Three Systems* (*Public Administration Review*, Vol. 37, 1977 July/August), pp. 334-6.
- (9) Ross, *American War Plans*, pp. 137-48.
- (10) *Ibid.* p. 6.
- (11) *Ibid.*, p. 53.
- (12) *Ibid.*, p. 6.
- (13) *Ibid.*, pp. 11-2.
- (14) *Ibid.*, p. 13
- (15) *Ibid.*, p. 45.
- (16) 植村秀樹『再軍備と五五年体制』(木鐸社 一九九五) 118頁。
- (17) ハーバード・E・ケナン『清水俊雄訳『ハーバード・E・ケナン回顧録——対ソ外交に生きる』上』(読売新聞社 一九七〇) 1148頁。
- (18) 陸軍首脳部の対立については、マイケル・ハヤター／豊島哲郎『マッカーサーの時代』(恒文社 一九九六) を参照。
- (19) ケナン『ケナン回顧録』上 1149頁。
- (20) 坂元一哉『日米同盟の絆』(有斐閣 11000) 11頁。

- (21) U. S. Department of States, *Foreign Relations of the United States: 1948*. Vol. VI (Washington, D. C. : Government Printing Office, 1974), p. 709. (〔以下 FRUS と略す。平行年等は注釈参考文献を参考）
- (22) *FRUS: 1948*. Vol. VI, pp. 691-706.
- (23) *Ibid.*, p. 859.
- (24) ローベンの日本限定的軍備に關するメモリハダバは J. C. S. 1380/48 を取るに至る。このペーパーはレポート Records of the Joint Chiefs of Staff, Part II: 1946-1953 The Far East: WashingtonD.C., (A Microfilm Project of University Publication of America, 1979) を用いて利用（以下 Records of J. C. S. と略す。）
- (25) 日本軍備は、戦後も継続的に検討されてきた。J. C. S. 1380/49 では「後方の確認」も記載。また、日本軍備の実施時期を予定されたアメリカの動向から逆算して定められた。
- (26) *FRUS: 1949*. Vol. I, pp. 603-6.
- (27) J. C. S. 1380/48.
- (28) NSC 44 及び J. C. S. 1380/48 を参照。
- (29) *FRUS: 1949*. Vol. VII, part 2. pp. 694-6.
- (30) *Ibid.*, pp. 774-7. 及び坂元『日米同盟の歴史』151-18頁を参照。
- (31) *Ibid.*, pp. 871-3.
- (32) マッカーサーの対日講和に関する役割は、細谷雄一「マッカーサーと日米外交の起源、一九四八—一九五〇年——戦後アジア太平洋の安全保障枠組みの形成過程」（『国際政治』117号（一九九八年二月））を参照。
- (33) Joint Strategic Survey Committee, "Transcript of Meeting, Held in the JSSC Room, The Pentagon on Thursday, 10 November 1949, at 1300" (Records of J. C. S.)
- (34) *FRUS: 1948*. Vol. I, pp. 624-8.
- (35) *FRUS: 1949*. Vol. I, pp. 399-403.

- (36) Ross, American War Plans, pp. 151-2.
- (37) NSC 48/1 (Erzolt and Gaddis, *Containment*, pp. 252-269.)
- (38) *FRUS*: 1949. Vol. VII, pp. 1215-20.
- (39) クリスト・ハーナー『韓へる國家』ト・ホークー・シーウィン『マッカーナーの時代』及^ス Henry Kissinger, *Diplomacy* (London: Simon and Schuster Ltd, 1995), pp. 473-92. 参照。
- (40) 朝鮮戦争をもじて「北に立つてはヤハー『マッカーナーの時代』及^ス Henry Kissinger, *Diplomacy* (London: Simon and Schuster Ltd, 1995), pp. 473-92. 参照。
- (41) Position of Department of State on Reactivation of Japanese Armed Forces (Hirosi Masuda ed, Rearmament of Japan Pt, 1 1947-1952 Maruzen Congressional Information Service, 1998, Microfiches 1-10).
- (42) J. C. S. 1380/76.
- (43) *FRUS*: 1949. Vol. VII, pp. 924-6.
- (44) 五百旗頭真「スチャーハ——日米関係の昭和を決めた男」(『スチューハ』(1989年冬号) 四二一—四三〇頁)。
- (45) Ronald L. McGlothlen, *Controlling the Waves; Dean Acheson and U.S. Foreign Policy in Asia* (New York: W. W. Norton, 1993), p. 45.
- (46) マッカーナーの「K・1111観戦」は細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集一九四五—一九九七』(東京大学出版会一九九九年) 七六一—七七〇頁。
- (47) ケナン『ケナン回顧録』上 1145頁。
- (48) トルーマン『トルーマン回顧録』1111五頁。
- (49) ティーム・アチソン・吉沢清次郎訳『アチソン回顧録』(恒文社 一九七九) 五四頁。
- (50) マシュー・リッジウェイ・熊谷正巳・秦恒彦共訳『朝鮮戦争』(恒文社 一九九四) 1151—1111頁。
- (51) 村田晃嗣『大統領の挫折——カーター政権の在韓米軍撤退政策——』(有斐閣 一九九八) 1145頁。
- (52) この時期のアメリカ政府内部の混乱した状況は、トルーマン・アチソンの回顧録から伺えるが、他にグレン・D・ペイ

ジ／関寛治編訳『アメリカと朝鮮戦争——介入過程の実証的研究』(サイマル出版会 一九七一)が詳しい。

- (53) チャールズ・ウイロビー／延禎監修『知られる日本占領』(番町書房) 一一〇四—一一四頁。
- (54) リツジウェイ『朝鮮戦争』三〇〇頁。
- (55) 組織の「ノイズ」(雑音)という概念は、ロベルタ・ウールステッダー／岩島久夫・斐子共訳『パール・ハーバー——トップはいかに情報洪水のなかで決断すべきか』(読売新聞社 一九八七)を参照。
- (56) 永井陽之助『冷戦の起源——戦後アジアの国際環境』(中央公論社 一九七八)第八章「朝鮮戦争——冷戦の真珠湾」を参照。
- (57) 三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和』下(大月書店 一九九六) 一一一—一四頁。
- (58) Ross, *American War Plans*, p. 59.
- (59) ベンティンク／『軍人と國家』 一九五一—一九頁。
- (60) *FRUS*: 1950. Vol. VII. pp. 1323-34.
- (61) エベラード Ernest R. May ed, *American Cold War Strategy Interpreting NSC 68* (Boston: St. Martin's Press, 1993), John L. Gaddis, *Starategy of Containment: A Critical Appraisal of Postwar American National Security Policy* (New York: Oxford University Press, 1982). 本文書を高く評価するならば、Kissinger, *Diplomacy*, 488。
- (62) *FRUS*: 1950. Vol. I, pp. 234-92 及び太田勝洪、袖井林一郎、山本満編『冷戦史資料選——東アジアを中心とした』法政大学現代法研究叢書II (日本語譜社 一九八二) 一一五一—三七頁。
- (63) J. C. S. 2180/2. もだ、國務省に対しても軍部は日本再軍備の要求書を提出してゐた。(FRUS: 1951. Vol. VI, pp. 490. を参照。)
- (64) *FRUS*: 1951. Vol. VI, p. 899. p. 1302.
- (65) 坂元『日米同盟の絆』団一—団三頁。
- (66) 有末精二『終戦秘史・有末機関長の手記』(芙蓉書房 一九七六) 一一〇八頁。
- 警察予備隊の発足

(67) GHQのみならずアメリカ軍部がその点について承知していたことは、ロイヤル・メモランダムの付属文書を参照するとよい。

(68) アイケルバーガー中将に手渡された芦田メモは、秦郁彦『史録 日本再軍備』(文藝春秋 一九七六) の附属資料を参考。

(69) 吉田茂『回想一〇年』三巻 (中公文庫 一九九八、初刊行は新潮社 一九五七) 一四一頁。

(70) アイケルバーガー中将とマッカーサーの関係については、シャラー『マッカーサーの時代』及び Paul Chwialkowski, *In Caesars Shadow: The Life of General Robert Eichelberger* (Westport: Green Press, 1993) を参考。

(71) マッカーサーについては、シャラー『マッカーサーの時代』及びウイリアム・マンチエスター／鈴木主税・高山圭共訳『ダグラス・マッカーサー』(河出書房新社 一九八五) 及びダグラス・マッカーサー／津島一夫訳『マッカーサー回想記』(朝日新聞社 一九六四) を主として参考。

(72) ドイツ再軍備については、室潔『ドイツ軍部の歴史一九一四—一九三九』(早稲田大学出版部 一九八九)、ヴァルター・ゲルリツツ／守屋純訳『ドイツ参謀本部興亡史』(学研 二〇〇〇) を参考。

(73) ウィロビーと旧日本軍人の親密な関係については、前掲の有末の手記が詳しい。

(74) 福島躊郎編『一九四六年九月 GHQの組織と人事』(嚴南堂書店 一九八九) 一一一一頁。

(75) 前掲 二〇頁。

(76) 前掲 二〇一二二頁。

(77) GHQの二重機能に関しては、竹前栄治『占領戦後史』同時代ライブラリー一九(岩波書店 一九九一) を参考。

(78) ワシントンがマッカーサーをどのように見ていたかは、同じ軍人のリッジウェイ『朝鮮戦争』五二頁、一九〇頁を参考にするといよ。

(79) 裕井林二郎編『吉田茂・マッカーサー往復書簡集』(法政大学出版局 一〇〇〇) 四〇—四四頁、一九七一—一〇〇頁、一〇五一一〇九頁。

(80) 警察制度研究会編著『現代行政全集二二二 警察』(ぎょうせい 一九八五) 五四—五五頁。

(81) 吉田の警察改革についてのコメントは、前掲の『回想 一〇年』二卷一四六一一五二頁、マッカーサーとの対話については、袖井『往復書簡集』二六八一二七一頁。

(82) 服部卓四郎に関しては、主として荒敬「服部卓四郎」吉田裕・小田部雄次・均力俊洋・荒川章二・荒敬・伊藤悟『敗戦後 昭和天皇と五人の指導者』(青木書店 一九九五) を参照。

(83) 波多野澄雄「再軍備をめぐる政治力学——防衛力漸増への道程」『年報 近代日本研究一一 協調政策の限界——日米関係史・一九〇五 一九六〇年』(山川出版社 一九八九) 一八一一八四頁。

(84) 荒「服部卓四郎」二〇三頁。

(85) 軍備予算の編成過程については、Korb, *The Budget System* を参照。

(86) 吉田・マッカーサー会談二月六日 大嶽秀夫編・解説『戦後防衛問題資料集第二巻講和と再軍備の本格化』(三一書房 一九九一) 四六頁。

(87) 服部卓四郎「次期大戦と日本国防論」『日本週報』(第一六九号 一九五二) 五一七頁。

(88) Chwialkowski, *In Caesars Shadow*, p. 155.

(89) *Ibid.*, p. 155.

(90) アイケルバーガーの「日記」大嶽『資料集一』二四七一一五〇頁。

(91) GHQ「警察予備隊の創設及び拡張計画書」大嶽『資料集一』四二〇一四三八頁。

(92) Note By the Secretaries to the Holders of J. C. S. 2180, 1951. I. 16. (Records of J. C. S.)

(93) 「部隊の編成及び組織に関する規定」大嶽『資料集一』四七〇頁。

(94) 大嶽秀夫「再軍備とナショナリズム——保守、リベラル、社会民主主義者の防衛觀」(中公新書 一九八八) 四〇頁。

(95) フランク・コワルスキ／勝山金次郎訳『日本再軍備——米軍事顧問団幕僚長記録』(サイマル出版会 一九六九) 九二二頁。

(96) 日本政治の対立軸という考えは、大嶽『再軍備』を参照。

(97) 國際政治と国内政治の連関については、五十嵐武士『対日講和と冷戦——戦後日米関係の形成』(東京大学出版会 一九

八六）を参照。

- (98) 吉田『回想一〇年』一二巻 一八二—一八三頁。
- (99) 吉田茂『大磯隨想』（中公文庫 一九九一）四五—五一頁。
- (100) 楠綾子「戦後日本の安全保障政策、一九四九—一九五一年——吉田茂、外務省、ブレーングループによる形成」『神戸法學雑誌』（第五〇巻第一号一〇〇〇年六月）一八九—一九〇頁。
- (101) カール・フォン・クラウゼヴィッツ／淡徳三郎訳『戦争論』（徳間書店 一九六五）一一〇頁。
- (102) 前掲、三九四頁。
- (103) 楠「戦後日本の安全保障前掲政策」一〇六—一〇七頁。
- (104) 前掲、二一七頁。
- (105) 田中明彦『安全保障——戦後五〇年の模索』一〇世紀の日本一（読売新聞社 一九九七）六一—六二頁。
- (106) 「我が方の見解」大嶽『資料集一』四〇—四一頁。
- (107) 吉田・ダレス会談 第二次会談 大嶽『資料集二』四三頁。
- (108) 望田幸男『ドイツ統一戦争——ビスマルクとモルトケ』（教育社 一九七九）一一〇九—一一三頁及び Gunther E. Rothenberg, "Moltke, Schlieffen, and the Doctrine of Strategic Envelopment" in Peter Paret with the collaboration of Gordon A. Craig and Felix Gilbert, eds. *Makers of Modern Strategy: from Machiavelli to the nuclear age* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, c 1986)
- (109) 芦田『回憶一〇年』一二巻 一七九—一八〇頁。
- (110) ハンティントン『軍人と国家』下 九六頁。
- (111) 麻田貞雄『兩大戦間の日米関係——海軍と政策決定過程』（東京大学出版会 一九九二）の第一章を参照。